

へい せい ねん ど しゅう しゅうがく およ しん がく しゅうしょく
平成29年度 就・修学及び進学・就職を
し えん えん ご せい ど いち らん
支援するための援護制度一覧

きょう と ふ
京 都 府
きょう と ふ きょう いく い いん かい
京 都 府 教 育 委 員 会



目次

はじめに	1
きょうと ふ えん ご せい ど たんとう き かんいちらん 京都府援護制度担当機関一覧	2
し ちょうぞん し ちょう くみあい きょういく い いんがいちらん 市町村・市町（組合）教育委員会一覧	3
ふく し じ む しょういちらん 福祉事務所一覧	4
しゃがいふく し きょう き かい そうだんまどぐち いちらん 社会福祉協議会（相談窓口）一覧	5
第1編 にゅう よう じ 乳・幼児のために.....	6
ぼ し か ていしょうがくきん し きゅう 母子家庭奨学金【支給】	7
こうつう い じ しょうがくきんとう し きゅう 交通遺児奨学金等【支給】	8
だい し い こう ほ いくりょう む しょう か じ ぎょう ほ じょ きん めんじょ ほ じょ 第3子以降保育料無償化事業補助金【免除（補助）】.....	9
よう ち えんしゅうえんしょうれい ひ ほ じょ きん げんめん きゅう ふ 幼稚園就園奨励費補助金【減免（給付）】.....	10
し りつよう ち えん ほ いくりょうけいげん ほ じょ きん し きゅう 私立幼稚園保育料軽減補助金【支給】	11
し りつよう ち えん ほ いくりょうげんめん じ ぎょうとう ほ じょ きん げんめん ほ じょ 私立幼稚園保育料減免事業等補助金【減免（補助）】.....	12
し りつよう ち えんどう じ ざい えん ほ いくりょうげんめん じ ぎょう ほ じょ きん げんめん ほ じょ 私立幼稚園同時在園保育料減免事業補助金【減免（補助）】.....	13
しゅうがくしょうれい ひ し きゅう 就学奨励費【支給】	14
第2編 しょうがっこうにゅうがくじゅん び 小学校入学準備のために.....	15
せいかつ ほ ご ほう せいかつ ふ じょ いち じ ふ じょ し きゅう 生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】	16
ぼ し ふ し か ふ ふく し し きんかしつけきん しゅうがくしたくしきん む り し かしつけ 母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】.....	17
第3編 しょうがくせい 小学生のために.....	18
ぼ し か ていしょうがくきん し きゅう 母子家庭奨学金【支給】	19
こうつう い じ しょうがくきんとう し きゅう 交通遺児奨学金等【支給】	20
せいかつ ほ ご ほう きょういく ふ じょ せいかつ ふ じょ いち じ ふ じょ し きゅう 生活保護法による「教育扶助」「生活扶助（一時扶助）」【支給】.....	21
しゅうがくえんじょ ひ し きゅう 就学援助費【支給】	22
しゅうがくしょうれい ひ とくべつ し えんがっきゅうとう し きゅう 就学奨励費（特別支援学級等）【支給】.....	23
しゅうがくしょうれい ひ とくべつ し えんがっこう し きゅう 就学奨励費（特別支援学校）【支給】.....	24
し りつしょうちゅうがっこうとう かよ じ どうせい と けいざいてき し えん し きゅう 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援【支給】	25
しゅうがくりょこうえんじょきん し きゅう 修学旅行援助金【支給】	26
がいこくじんがっこうざいがくしゅ しゅうがくえんじょ し きゅう 外国人学校在学者への修学援助【支給】	27

第4編 ちゅうがっこうにゅうがくじゅん び 中学校入学準備のために……………	28
せいかつ ほ ご ほう 生活保護法による「 せいかつ ふ じょ 生活扶助（ いち じ ふ じょ 一時扶助）」【 し きゅう 支給】……………	29
ぼ し ふ し か ふ ふく し し きん かしつけ きん 母子父子寡婦福祉資金貸付金「 しゅう がく し たく し きん 就学支度資金」【 む り し かしつけ 無利子貸付】……………	30
第5編 ちゅうがくせい 中学生のために……………	31
ぼ し か ていしやうがく きん 母子家庭奨学金 【 し きゅう 支給】……………	32
こうつう い じ しやうがく きん と う 交通遺児奨学金等 【 し きゅう 支給】……………	33
せいかつ ほ ご ほう 生活保護法による「 きやういく ふ じょ 教育扶助」【 し きゅう 支給】……………	34
しゅう がく えん じょ ひ 就学援助費 【 し きゅう 支給】……………	35
しゅう がく しやうれい ひ 就学奨励費（ とく べつ し えん がつ きやう と う 特別支援学級等）【 し きゅう 支給】……………	36
しゅう がく しやうれい ひ 就学奨励費（ とく べつ し えん がつ こう 特別支援学校）【 し きゅう 支給】……………	37
し りつしやうちゅうがっこう と う 私立小中学校等に かよ じ どうせい と 通う児童生徒への けいざいてき し えん 経済的支援 【 し きゅう 支給】……………	38
しゅう がく りょ こう えん じょ きん 修学旅行援助金 【 し きゅう 支給】……………	39
がいこく じん がつ こう ざい がく し ゃ 外国人学校在学者への しゅう がく えん じょ 修学援助 【 し きゅう 支給】……………	40
第6編 こうとうがっこうにゅうがくじゅん び 高等学校等入学準備のために……………	41
せいかつ ほ ご ほう 生活保護法による「 せいぎやう ふ じょ 生業扶助（ こうとうがっこうしゅうがく ひ 高等学校等就学費）」【 し きゅう 支給】……………	42
こうこうせい きゅう ふ 高校生給付型奨学金 【 し きゅう 支給】……………	43
せいかつ ふく し し きん かしつけ きん 生活福祉資金貸付金「 きやういく し えん し きん 教育支援資金」【 む り し かしつけ 無利子貸付】……………	45
ぼ し ふ し か ふ ふく し し きん かしつけ きん 母子父子寡婦福祉資金貸付金「 しゅう がく し きん 修学資金」「 しゅう がく し たく し きん 就学支度資金」【 む り し かしつけ 無利子貸付】……………	46
こうこうせい と う しゅう がく し えん じ ぎやう 高校生等修学支援事業（ しゅう がく きん 修学金）【 む り し たい よ また り し ほ きやう 無利子貸与又は利子補給】……………	48
こうこうせい と う しゅう がく し えん じ ぎやう 高校生等修学支援事業（ しゅう がく し たく きん 修学支度金）【 む り し たい よ また り し ほ きやう 無利子貸与又は利子補給】……………	50
どくりつぎやうせい ほう じん に ほん がく せい し えん き 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 【 む り し たい よ 無利子貸与】……………	52

第7編 こうこうせいとう 高校生等のために……………	53
せいかつ ほ ご ほう 生活保護法による「 せいぎょう ふ じょ 生業扶助（ こうとうがっこうとうしゅうがく ひ 高等学校等就学費）」【 し きゅう 支給】……………	54
こうこうせいきゅう ふ がたしゅうがく きん 高校生給付型奨学金【 し きゅう 支給】……………	55
しゅうがく きゅう ふ きん 奨学のための給付金（ こうこうせいとうしゅうがくきゅう ふ きん 高校生等奨学給付金）【 し きゅう 支給】……………	57
ぼ し か ていしゅうがくきんとく 母子家庭奨学金等【 し きゅう 支給】……………	58
こうつう い じ しゅうがくきんとく 交通遺児奨学金等【 し きゅう 支給】……………	59
しゅうがくしゅうれい ひ とくべつ し えんがっこう 就学奨励費（特別支援学校）【 し きゅう 支給】……………	60
こうとうがっこうせい と つうがく ひ ほ じょ きん 高等学校生徒通学費補助金【 し きゅう 支給】……………	61
てい じ せい か ていきょう か しよおよ 定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金……………	63
てい じ せい か てい つうしんせい か ていしゅうがくしゅうれいきん 定時制課程及び通信制課程修学奨励金【 む り し たい よ 無利子貸与】……………	64
こうりつこうこうしゅうがく し えん きん 公立高校就学支援金【 がっこう 学校に支給】……………	65
こうとうがっこうとうしゅうがく し えん きん 高等学校等就学支援金【 がっこう 学校に支給】……………	66
し りつこうとうがっこう 私立高等学校あんしん修学支援事業【 しゅうがく し えん じ ぎょう 授業料減免・ じゅぎょうりょうげんめん 学費軽減……………	67
ひょう こ けん な ら けん 兵庫県・奈良県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減……………	68
し りつこうとうせんしゅうがっこうせい と しゅうがく ほ じょ きん 私立高等専修学校生徒奨学補助金【 げんめん 減免（補助）……………	69
せいかつふく し し きんかしつけきん 生活福祉資金貸付金「 きょういく し えん し きん 教育支援資金（ きょういく し えん ひ 教育支援費）」【 む り し かしつけ 無利子貸付】……………	70
ぼ し ふ し か ふ ふく し し きんかしつけきん 母子父子寡婦福祉資金貸付金「 しゅうがく し きん 修学資金」【 む り し かしつけ 無利子貸付】……………	71
こうこうせいとうしゅうがく し えん じ ぎょう 高校生等修学支援事業（ しゅうがく きん 修学金）【 む り し たい よ また 無利子貸与又は利子補給……………	72
こうこうせいとうしゅうがく し えん じ ぎょう 高校生等修学支援事業（ しゅうがく し たく きん 修学支度金）【 む り し たい よ また 無利子貸与又は利子補給……………	74
どくりつぎょうせいほうじん に ほんがくせい し えん き 独立行政法人日本学生支援機構奨学金【 ごうしゅうがく きん 貸与……………	76
第8編 だいがくとうにゅうがくじゅんび 大学等入学準備のために……………	77
せいかつふく し し きんかしつけきん 生活福祉資金貸付金「 きょういく し えん し きん 教育支援資金」【 む り し かしつけ 無利子貸付】……………	78
ぼ し ふ し か ふ ふく し し きんかしつけきん 母子父子寡婦福祉資金貸付金「 しゅうがく し きん 修学資金」「 しゅうがく し たく きん 就学支度金」【 む り し かしつけ 無利子貸付……………	79
どくりつぎょうせいほうじん に ほんがくせい し えん き 独立行政法人日本学生支援機構奨学金【 ごうしゅうがく きん 貸与……………	81

第9編 中学校・高等学校（特別支援学校含む。）等、卒業後の就職準備のために 83

生活保護法による「生業扶助（技能修得費）」【支給】	84
生活保護法による「生業扶助（就職支度費）」【支給】	85
技能修得資金・入所支度金【支給】	86
訓練手当・入校支度金【支給】	87
障害者等職業適応訓練手当【支給】	88
母子父子寡婦福祉資金貸付金「修業資金」「就職支度資金」【無利子貸付】	89
看護師等修学資金【無利子貸付】	90
介護福祉士等修学資金【無利子貸付】	91

参考資料 92

児童手当【支給】	93
児童扶養手当【支給】	94
特別児童扶養手当【支給】	95
障害児福祉手当【支給】	96
母子福祉団体小口資金貸付【無利子貸付】	97

各制度 京都府庁担当課 98

平成30年度に大学等への進学を予定されている皆さんへ（給付型奨学金等） 102

高等教育進学サポートプラン

出典 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380888.htm

○問い合わせ先

予約申請については、在学されている高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
高等課程を置く専修学校にお問い合わせください。

○参考

日本学生支援機構（JASSO）ホームページ

<http://www.jasso.go.jp/index.html>

※ 本冊子作成時点では平成29年度予算政府案及び関係法律案が成立前のため、
参考資料を掲載しています。

はじめに

人権尊重が国際的に大きな潮流となり、京都府においても、同和問題などさまざまな人権問題の解決に向け、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会を実現する取り組みが進められています。

「もっと学びたい」、「〇〇の資格のとれる学校に行きたい」、「好きな仕事に就きたい」、・・・こうした願いを実現するための権利が、誰にでも保障されなければなりません。

そこで、京都府では、経済的理由によって就・修学、技能修得や就職が実現できないということが生じないよう、各種の援護制度を設けています。この制度は、日本国憲法第97条に「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とあるように、みなさんの先輩の努力により作りあげられてきたものです。

希望する人は、保護者の方や学校の先生などによく相談して、これらの制度を積極的に活用し、自らの将来を切りひらくとともに、お互いの人権が尊重し合える社会を築くためにがんばってください。

○ この冊子に掲載している制度のほかに、市町村で独自に行っている制度がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

○ それぞれの制度の内容は、一部変更されることがありますので、申請の際は内容について必ず問い合せ先まで御確認ください。

- 各制度の右上の印
- | | |
|-----|-----------|
| 国 | ・・・国の事業 |
| 府 | ・・・府の事業 |
| 市 | ・・・市の事業 |
| 市町村 | ・・・市町村の事業 |

○ 京都市は政令指定都市のため、独自の制度となります。くわしくは、京都市各関係機関又は「京都いつでもコール」にお問い合わせください。
(京都いつでもコール TEL075-661-3755 年中無休 朝8時～夜9時まで)

きょうと ふ えん ご せい ど たんとう き かんいちらん 京都府援護制度担当機関一覧

☐ きょうと ふ ちょう 京都府庁

たんとう か 担当課	でん わ ばんごう 電話番号	たんとう か 担当課	でん わ ばんごう 電話番号		
きょういくちょう し どう ぶ 教育庁指導部	がっこうきょういく か 学校教育課	075-414-5831	しょうこうろうどうかんこう ぶ 商工労働観光部	そうごうしゅうぎょう し えんしつ 総合就業支援室	075-682-8918
きょういくちょう し どう ぶ 教育庁指導部	とくべつ し えんきょういく か 特別支援教育課	075-414-5835	けんこうふく し ぶ 健康福祉部	いりょう か 医療課	075-414-4746
きょういくちょう し どう ぶ 教育庁指導部	こうこうきょういく か 高校教育課	075-574-7518	けんこうふく し ぶ 健康福祉部	ふく し えん ご か 福祉・援護課	075-414-4558
ぶん か 文化スポーツ部	ぶんきょう か 文教課	075-414-4516	けんこうふく し ぶ 健康福祉部	かい ご ち いきふく し か 介護・地域福祉課	075-414-4605
ふ みんせいかつ ぶ 府民生活部	あんしん あんぜん すいしん か 安心・安全まちづくり推進課	075-414-5076	けんこうふく し ぶ 健康福祉部	か てい し えん か 家庭支援課	075-414-4585
しょうこうろうどうかんこう ぶ 商工労働観光部	ひと づくり すいしん か 人づくり推進課	075-414-5101	きょういくちょう し どう ぶ 教育庁指導部	じんけんきょういくしつ 人権教育室	075-414-5822

☐ ち ほう き かん 地方機関

こういきしんこうきょく 広域振興局	ほ けんしよ 保健所	しよかん し ちょうぞん 所管市町村	きょういくきょく 教育局
やましろうこういきしんこうきょく 山城広域振興局 0774-21-2101	おとくに ほ けんしよ 乙訓保健所 075-933-1151	向日市(むこうし)	おとくにきょういくきょく 乙訓教育局 075-933-5130
		長岡京市(ながおかきょうし)	
		大山崎町(おおやまざきちょう)	
	やましろきた ほ けんしよ 山城北保健所 0774-21-2191	宇治市(うじし)※	やましろうきょういくきょく 山城教育局 0774-62-0008
		城陽市(じょうようし)※	
		久御山町(くみやまちょう)※	
	やましろきた ほ けんしよ つづ き ぶんしつ 山城北保健所 綴喜分室 0774-63-5745	八幡市(やわたし)	
		京田辺市(きょうたなべし)	
		井手町(いでちょう)	
		宇治田原町(うじたわらちょう)	
	やましろなみ ほ けんしよ 山城南保健所 0774-72-4300	木津川市(きづがわし)	
		笠置町(かさぎちょう)	
		和束町(わづかちょう)	
		精華町(せいかちょう)	
なんたんこういきしんこうきょく 南丹広域振興局 0771-22-0422	なんたん ほ けんしよ 南丹保健所 0771-62-4751	亀岡市(かめおかし)	なんたんきょういくきょく 南丹教育局 0771-62-0304
		南丹市(なんたんし)	
		京丹波町(きょうたんばちょう)	
ちゅうたんこういきしんこうきょく 中丹広域振興局 0773-62-2500	ちゅうたんにし ほ けんしよ 中丹西保健所 0773-22-5744	福知山市(ふくちやまし)	ちゅうたんきょういくきょく 中丹教育局 0773-42-1200
	ちゅうたんひがし ほ けんしよ 中丹東保健所 0773-75-0805	綾部市(あやべし)	
		舞鶴市(まいづるし)	
たん ご こういきしんこうきょく 丹後広域振興局 0772-62-4301	たん ご ほ けんしよ 丹後保健所 0772-62-0361	宮津市(みやづし)	たん ご きょういくきょく 丹後教育局 0772-22-2175
		京丹後市(きょうたんごし)	
		与謝野町(よさのちょう)	
		伊根町(いねちょう)	

※宇治市、城陽市及び久御山町にお住まいの方の高校生給付型奨学金(P.43～44、P.55～56)及び技能修得資金・入所支度金(P.86)の担当保健所は、山城北保健所綴喜分室になります。

し ちょうそん し ちょう くみあい きょういく い いんかい いちらん
市町村・市町(組合)教育委員会一覧

し ちょうそん し やくしよ まち むらやく ば 市町村(市役所、町・村役場)		し ちょう くみあい きょういく い いんかい 市町(組合)教育委員会	
む こう し やくしよ 向日市役所	075-931-1111	む こう し きょういく い いんかい 向日市教育委員会	075-931-1111 (市役所代表)
ながおかきょう し やくしよ 長岡京市役所	075-951-2121	ながおかきょう し きょういく い いんかい 長岡京市教育委員会	075-951-2121 (市役所代表)
おおやまぎきょうやく ば 大山崎町役場	075-956-2101	おおやまぎきょうきょういく い いんかい 大山崎町教育委員会	075-956-2101 (町役場代表)
う じ し やくしよ 宇治市役所	0774-22-3141	う じ し きょういく い いんかい 宇治市教育委員会	0774-22-3141 (市役所代表)
じょうよう し やくしよ 城陽市役所	0774-52-1111	じょうよう し きょういく い いんかい 城陽市教育委員会	0774-56-4003
や わた し やくしよ 八幡市役所	075-983-1111	や わた し きょういく い いんかい 八幡市教育委員会	075-983-2088
きょう た なべ し やくしよ 京田辺市役所	0774-63-1122	きょう た なべ し きょういく い いんかい 京田辺市教育委員会	0774-62-9550
き づ がわ し やくしよ 木津川市役所	0774-72-0501	き づ がわ し きょういく い いんかい 木津川市教育委員会	0774-75-1230
く み やまきょうやく ば 久御山町役場	075-631-6111	く み やまきょうきょういく い いんかい 久御山町教育委員会	075-631-9974
い で ちょうやく ば 井手町役場	0774-82-2001	い で ちょうきょういく い いんかい 井手町教育委員会	0774-82-4333
う じ た わらちょうやく ば 宇治田原町役場	0774-88-2250	う じ た わらちょうきょういく い いんかい 宇治田原町教育委員会	0774-88-5850
せい か ちょうやく ば 精華町役場	0774-94-2004	せい か ちょうきょういく い いんかい 精華町教育委員会	0774-95-1906
かさ ぎ ちょうやく ば 笠置町役場	0743-95-2301	そうらくとう ぶ こういきれんごうきょういく い いんかい 相楽東部広域連合教育委員会	0774-78-4335
わ づ ち ちょうやく ば 和束町役場	0774-78-3001		
みなみやましろうむらやく ば 南山城村役場	0743-93-0101		
かめおか し やくしよ 亀岡市役所	0771-22-3131	かめおか し きょういく い いんかい 亀岡市教育委員会	0771-25-5053
なんたん し やくしよ 南丹市役所	0771-68-0001	なんたん し きょういく い いんかい 南丹市教育委員会	0771-68-0056
きょうたん ば ちょうやく ば 京丹波町役場	0771-82-0200	きょうたん ば ちょうきょういく い いんかい 京丹波町教育委員会	0771-84-0028
あや べ し やくしよ 綾部市役所	0773-42-3280	あや べ し きょういく い いんかい 綾部市教育委員会	0773-42-3280 (市役所代表)
ふく ち やまし やくしよ 福知山市役所	0773-22-6111	ふく ち やま し きょういく い いんかい 福知山市教育委員会	0773-24-7062
まいづる し やくしよ 舞鶴市役所	0773-62-2300	まいづる し きょういく い いんかい 舞鶴市教育委員会	0773-66-1072
みやづ し やくしよ 宮津市役所	0772-22-2121	みやづ し きょういく い いんかい 宮津市教育委員会	0772-22-2121 (市役所代表)
きょうたん ご し やくしよ 京丹後市役所	0772-69-0001	きょうたん ご し きょういく い いんかい 京丹後市教育委員会	0772-69-0620
い ね ちょうやく ば 伊根町役場	0772-32-0501	い ね ちょうきょういく い いんかい 伊根町教育委員会	0772-32-0718
よ さ の ちょうやく ば 与謝野町役場	0772-43-9000	よ さ の ちょうきょういく い いんかい 与謝野町教育委員会	0772-43-9025
		よ さ の ちょうみやづ し ちゅうがっこうくみあいきょういく い いんかい 与謝野町宮津市中学校組合教育委員会	0772-43-9025
きょう と し やくしよ 京都市役所	075-222-3111	きょう と し きょういく い いんかい 京都市教育委員会	075-222-3767

ふくし じ む しょいちらん
福祉事務所一覧

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号	所管市区町村
京都府山城広域振興局 (健康福祉部乙訓保健所)	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-933-1154	大山崎町
京都府山城広域振興局 (健康福祉部山城北保健所綴喜分室)	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-63-5747	久御山町 井手町 宇治田原町
京都府山城広域振興局 (健康福祉部山城南保健所)	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0208	笠置町 和束町 精華町 南山城村
京都府南丹広域振興局 (健康福祉部南丹保健所)	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0363	京丹波町
京都府丹後広域振興局 (健康福祉部丹後保健所)	627-8570	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4302	伊根町 与謝野町
福知山市福祉事務所	620-8501	福知山市字内記13の1	0773-24-7012	福知山市
舞鶴市福祉事務所	625-8555	舞鶴市字北吸1044	0773-66-1010	舞鶴市
舞鶴市福祉事務所 (舞鶴市役所西支所)	624-0853	舞鶴市字南田辺1	0773-77-2253	
綾部市福祉事務所	623-8501	綾部市若竹町8の1	0773-42-3280	綾部市
宇治市福祉事務所	611-8501	宇治市宇治琵琶33	0774-22-3141	宇治市
宮津市福祉事務所	626-0018	宮津市字本町789	0772-22-2121	宮津市
亀岡市福祉事務所	621-8501	亀岡市安町野々神8	0771-25-5031	亀岡市
城陽市福祉事務所	610-0195	城陽市寺田東ノ口17	0774-56-4034	城陽市
向日市福祉事務所	617-8665	向日市寺戸町中野20	075-931-1111	向日市
長岡京市福祉事務所	617-8501	長岡京市開田1丁目1の1	075-955-9517	長岡京市
八幡市福祉事務所	614-8093	八幡市三本橋59の9	075-983-1111	八幡市
京田辺市福祉事務所	610-0393	京田辺市田辺80	0774-63-1122	京田辺市
京丹後市福祉事務所	627-0012	京丹後市峰山町杉谷691	0772-69-0310	京丹後市
南丹市福祉事務所	622-8651	南丹市園部町小桜町47	0771-68-0007	南丹市
木津川市福祉事務所	619-0286	木津川市木津南垣外110の9	0774-75-1211	木津川市
北福祉事務所	603-8511	京都市北区紫野東御所田町33-1	075-432-1181(代表)	北 区
上京福祉事務所	602-8511	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285	075-441-0111(代表)	上京区
左京福祉事務所	606-8511	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7の2	075-702-1000(代表)	左京区
中京福祉事務所	604-8588	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	075-812-0061(代表)	中京区
東山福祉事務所	605-0862	京都市東山区清水5丁目130の8	075-561-1191(代表)	東山区
山科福祉事務所	607-8511	京都市山科区栂辻池尻町14の2	075-592-3050(代表)	山科区
下京福祉事務所	600-8588	京都市下京区西洞院通塩小路東上る東塩小路町608の8	075-371-7101(代表)	下京区
南福祉事務所	601-8511	京都市南区西九条南田町1の3	075-681-3111(代表)	南 区
右京福祉事務所	616-8511	京都市右京区太秦下刑部町12	075-861-1101(代表)	右京区
右京区京北出張所	601-0292	京都市右京区京北周山町上寺田1-1	075-852-0300(代表)	
西京福祉事務所	615-8522	京都市西京区上桂森下町25の1	075-381-7121(代表)	西京区
洛西福祉事務所	610-1198	京都市西京区大原野東境谷町2丁目1の2	075-332-8111(代表)	
伏見福祉事務所	612-8511	京都市伏見区鷹匠町39の2	075-611-1101(代表)	伏見区
深草福祉事務所	612-0861	京都市伏見区深草向畑町93の1	075-642-3101(代表)	
醍醐福祉事務所	601-1366	京都市伏見区醍醐大構町28	075-571-0003(代表)	

しゃかいふく し きょう ぎ かい そうだんまどぐち いちらん
社会福祉協議会(相談窓口)一覧

社協名	郵便番号	社協所在地	電話番号
北 区	603-8143	北区小山上総町3	075-441-1900
上 京 区	602-8247	上京区葎屋町通中立売下ル北俵町317	075-432-9535
左 京 区	606-8103	左京区高野西開町5 左京合同福祉センター内	075-723-5666
中 京 区	604-8316	中京区大宮通御池下ル三坊大宮町121-2 中京区地域福祉センター内	075-822-1011
東 山 区	605-0863	東山区五条通大和路東入ル5丁目梅林町576-5 「やすらぎ・ふれあい館」内	075-551-4849
山 科 区	607-8344	山科区西野大手先町2-1 山科総合福祉会館内	075-593-1294
下 京 区	600-8166	下京区花屋町通室町西入ル乾町292 下京総合福祉センター内	075-361-1881
南 区	601-8321	南区吉祥院西定成町32 南老人福祉センター内	075-671-0709
右 京 区	616-8105	右京区太秦森ヶ前町22-3 右京合同福祉センター内	075-865-1150
西 京 区	615-8083	西京区桂良町23-4	075-394-5711
伏 見 区	612-8318	伏見区紙子屋町544 伏見社会福祉総合センター内	075-604-6541
伏見区・醍醐分室	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-1 パセオダイゴロー西館 京都市醍醐老人福祉センター内	075-575-2070
福 知 山 市	620-0035	福知山市字内記10番地の18 福知山市総合福祉会館内	0773-23-3573
舞 鶴 市	625-0087	舞鶴市字余部下1167 舞鶴市中総合会館内	0773-62-7044
綾 部 市	623-0012	綾部市川糸町南古屋敷5-1 綾部市福祉ホール内	0773-43-2881
宇 治 市	611-0021	宇治市宇治琵琶45 宇治市総合福祉会館内	0774-22-5650
宮 津 市	626-0041	宮津市字鶴賀2085 宮津市福祉センター内	0772-22-2090
亀 岡 市	621-0806	亀岡市余部町樋又61-1 ガレリアかめおかふれあいプラザ内	0771-23-6711
城 陽 市	610-0121	城陽市寺田東ノ口17 城陽市立福祉センター内	0774-56-0909
向 日 市	617-0002	向日市寺戸町西野辺1-7 向日市福祉会館内	075-932-1961
長 岡 京 市	617-0833	長岡京市神足2丁目3番1号 長岡京市総合生活支援センター	075-963-5508
八 幡 市	614-8022	八幡市八幡東浦5番地 八幡市立福祉会館内	075-983-4450
京 田 辺 市	610-0332	京田辺市興戸犬伏5-8 京田辺市社会福祉センター内	0774-62-2222
京 丹 後 市	627-0111	京丹後市弥栄町溝谷3450 京丹後市弥栄庁舎内	0772-65-2100
南 丹 市	629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地	0771-72-3220
木 津 川 市	619-0214	木津川市木津川端19 老人福祉センター内	0774-71-9559
大 山 崎 町	618-0091	大山崎町字円明寺小字百々 10-2 福祉センター「なごみの郷」内	075-957-4100
久 御 山 町	613-0043	久御山町大字島田小字ミスノ11 地域福祉センター「さつき苑」内	075-631-0022
井 手 町	610-0302	井手町大字井手小字東前田23番地 老人福祉センター「玉泉苑」内	0774-82-3499
宇 治 田 原 町	610-0252	宇治田原町大字荒木小字天皇2 老人福祉センター「やすらぎ荘」内	0774-88-3294
笠 置 町	619-1303	笠置町大字笠置小字西通90-1 老人福祉センター内	0743-95-2750
和 束 町	619-1212	和束町大字釜塚小字生水15 社会福祉センター内	0774-78-3312
精 華 町	619-0243	精華町大字南稻八妻小字砂留22-1 地域福祉センター「かしのき苑」内	0774-94-4573
南 山 城 村	619-1411	南山城村大字北大河原小字大稲葉4 南山城村保健福祉センター内	0743-93-1201
京 丹 波 町	622-0311	京丹波町和田田中6-1 瑞穂保健福祉センター内	0771-86-1440
伊 根 町	626-0413	伊根町字泊1 伊根町老人福祉センター「泊泉苑」内	0772-32-0176
与 謝 野 町	629-2311	与謝野町字幾地908 野田川老人憩の家内	0772-43-0294
福支知山市所	三 和 支 所	620-1442 福知山市三和町千束375番地 東部保健福祉センター内	0773-58-3713
	夜久野支所	629-1322 福知山市夜久野町平野1030番地 ふれあいの里福祉センター内	0773-38-9000
	大 江 支 所	620-0305 福知山市大江町波美235番地 老人福祉センター舟越会館内	0773-56-0224
京支丹後市所	峰 山 支 所	627-0012 京丹後市峰山町杉谷691	0772-62-4128
	大 宮 支 所	629-2501 京丹後市大宮町口大野140 京丹後市大宮福祉会館内	0772-64-2037
	網 野 支 所	629-3101 京丹後市網野町網野385-1 京丹後市網野健康福祉センター内	0772-72-0797
	丹 後 支 所	627-0201 京丹後市丹後町間人545-1 京丹後市丹後老人福祉センター内	0772-75-0808
	久美浜支所	629-3405 京丹後市久美浜町814 京丹後市久美浜庁舎内	0772-82-0008
南支丹市所	園 部 支 所	622-0014 南丹市園部町上本町南2番地22 南丹市園部公民館内	0771-62-4125
	八 木 支 所	629-0134 南丹市八木町西田山崎17番地 南丹市八木デイサービスセンター内	0771-42-5480
	日 吉 支 所	629-0301 南丹市日吉町保野田垣/内6番地4	0771-72-0947
	美 山 支 所	601-0751 南丹市美山町安掛下8番地 南丹市美山保健福祉センター内	0771-75-0020
木支津川市所	山 城 支 所	619-0204 木津川市山城町椿井北代102番地 山城保健センター内	0774-86-4151
	木 津 支 所	619-0214 木津川市木津川端19番地 木津老人福祉センター内	0774-72-5532
	加 茂 支 所	619-1127 木津川市南加茂台6丁目3番地 加茂ふれあいセンター内	0774-76-4338
京支丹波町所	丹 波 支 所	622-0213 京丹波町須知鍋倉1番地1 丹波福祉センター内	0771-82-0126
	瑞 穂 支 所	622-0311 京丹波町和田田中6番地1 京丹波町瑞穂保健福祉センター内	0771-86-1440
	和 知 支 所	629-1121 京丹波町本庄今福13 高齢者コミュニティセンター内	0771-84-1833
	加 悦 支 所	629-2403 与謝野町字加悦716番地 加悦社会福祉センター内	0772-42-7553
与支謝野町所	岩 滝 支 所	629-2262 与謝野町字岩滝2272番地1 岩滝ふれあいセンター内	0772-46-5556
	野 田 川 支 所	629-2311 与謝野町字幾地908番地 野田川老人憩の家内	0772-43-0294
京 都 市	600-8127	下京区西木屋町通上ノ口上ル梅湊町83-1 「ひと・まち交流館京都」内	075-354-8734
京 都 府	604-0874	中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 京都府立総合社会福祉会館内5階	075-252-6293

第1編 乳・幼児のために

ほ し か ていしょうがくきん しきゅう
母子家庭奨学金【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																				
たい 対 象 者	京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母で、乳幼児を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等(P. 8)を受けておられる方は、対象者となりません。																				
し 支 給 額	子ども1人につき 年額11,000円 (6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。)																				
しん 申 請 時 期 およ 及 び し 支 給 時 期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 (申請年度)</th><th>支給月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr> </tbody> </table>			対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月																		
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																		
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																		
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村(京都市を除く。)に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村(京都市を除く。)で配布しています。																				
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村(京都市を除く。)又は地域の府保健所(P. 2)にお問い合わせください。																				
び 備 考	毎年度申請が必要です。																				

乳・幼児のために

こうつう い じ しょうがくきんとう し きゅう
交通遺児奨学金等【支給】

ない 内 容	交通事故により親等を失った乳幼児に、奨学金を支給します。																		
たい 対 象 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った乳幼児 ※母子家庭奨学金(P. 7)の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。																		
し 支 給 額	子ども1人につき 年額11,000円 (6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。)																		
しん 申 請 時 期 および し 支 給 時 期	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。(最終期限：2月末日) <table><tr><td>対象者区分</td><td>申請月</td><td>支給対象期間 (申請年度)</td><td>支給月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>申請月の翌月末</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>申請月の翌月末</td></tr></table>	対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末
対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月																
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																
	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末																
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																
	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末																
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明(死亡届(写)及び交通事故証明書(写)の添付がある場合は不要です。) ② 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。																		
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課(TEL075-414-5076)にお問い合わせください。																		
び 備 考	毎年度申請が必要です。																		

第3子以降保育料無償化事業補助金【免除(補助)】

ない 内	よう 容	保育所・幼稚園等に入所・入園されている3人目以降のお子さんの保育料を免除(給付)します。 ※府が保護者の方に直接支給するのではなく、3人目以降の保育所・幼稚園等の保育料の免除を行う市町村に免除額の1／2を補助金として交付するものです。		
たい 対	しょう 象 しゃ 者	次の①、②いずれにも該当される方 ① 満18歳未満のお子さん(ただし、18歳に達する日以後最初の年度末までの間を含む。)を3人以上扶養している世帯で、3人目以降のお子さんを、保育所・幼稚園等に入所・入園されている方 ② 市町村民税所得割が一定基準以下の方 ※お住まいの市町村によっては、上記内容が異なる場合がありますので、市町村にお問い合わせください。		
めん 免	じょ 除	がく 額	3人目以降の保育料全額	
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、お住まいの市町村(P.3)にお問い合わせください。
び 備	こう 考			

乳・幼児のために

幼稚園就園奨励費補助金【減免(給付)】

内 容	私立幼稚園に在園されている3歳児（満3歳児含む。）～5歳児の保護者の方に、所得等に応じて、入園料・保育料を減免（給付）します。 ※府が保護者の方に直接補助するものではありません。																																																																
対 象 者	次の①、②いずれにも該当される方 ① 就園奨励事業を実施している市町村に居住し、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に3歳児（満3歳児含む。）～5歳児のお子さんを通園させておられる保護者 ② 市町村民税所得割が、一定基準以下の方（第2子、第3子以降については、基準なし）																																																																
減免(給付)額	※下記の補助額は、国が定めている単価であり、市町村によって異なります。 【表1】 単位：円 <table><tr><th>対象者区分</th><th colspan="2">区分</th></tr><tr><td rowspan="3">生活保護世帯</td><td>第1子</td><td>308,000</td></tr><tr><td>第2子</td><td>308,000</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>308,000</td></tr><tr><td rowspan="3">市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等の方は表3参照)</td><td>第1子</td><td>272,000</td></tr><tr><td>第2子</td><td>308,000</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>308,000</td></tr><tr><td rowspan="3">市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※ (ひとり親世帯等の方は表3参照)</td><td>第1子</td><td>139,200</td></tr><tr><td>第2子</td><td>223,000</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>308,000</td></tr></table> 【表2】 単位：円 <table><tr><th>対象者区分</th><th>区分</th><th>小学校1～3年生の 兄・姉がいない場合</th><th>小学校1～3年生の 兄・姉がいる場合</th></tr><tr><td rowspan="3">市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円 以下世帯※</td><td>第1子</td><td>62,200</td><td>—</td></tr><tr><td>第2子</td><td>185,000</td><td>185,000</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>308,000</td><td>308,000</td></tr><tr><td rowspan="2">上記区分以外の世帯</td><td>第2子</td><td>154,000</td><td>154,000</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>308,000</td><td>308,000</td></tr></table> 【表3】 単位：円 <table><tr><th>対象者区分</th><th colspan="2">区分</th></tr><tr><td rowspan="3">市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯</td><td>第1子</td><td>308,000</td></tr><tr><td>第2子</td><td>308,000</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>308,000</td></tr><tr><td rowspan="3">市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※</td><td>第1子</td><td>272,000</td></tr><tr><td>第2子</td><td>308,000</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>308,000</td></tr></table>			対象者区分	区分		生活保護世帯	第1子	308,000	第2子	308,000	第3子以降	308,000	市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等の方は表3参照)	第1子	272,000	第2子	308,000	第3子以降	308,000	市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※ (ひとり親世帯等の方は表3参照)	第1子	139,200	第2子	223,000	第3子以降	308,000	対象者区分	区分	小学校1～3年生の 兄・姉がいない場合	小学校1～3年生の 兄・姉がいる場合	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円 以下世帯※	第1子	62,200	—	第2子	185,000	185,000	第3子以降	308,000	308,000	上記区分以外の世帯	第2子	154,000	154,000	第3子以降	308,000	308,000	対象者区分	区分		市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	第1子	308,000	第2子	308,000	第3子以降	308,000	市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※	第1子	272,000	第2子	308,000	第3子以降	308,000
対象者区分	区分																																																																
生活保護世帯	第1子	308,000																																																															
	第2子	308,000																																																															
	第3子以降	308,000																																																															
市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等の方は表3参照)	第1子	272,000																																																															
	第2子	308,000																																																															
	第3子以降	308,000																																																															
市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※ (ひとり親世帯等の方は表3参照)	第1子	139,200																																																															
	第2子	223,000																																																															
	第3子以降	308,000																																																															
対象者区分	区分	小学校1～3年生の 兄・姉がいない場合	小学校1～3年生の 兄・姉がいる場合																																																														
市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円 以下世帯※	第1子	62,200	—																																																														
	第2子	185,000	185,000																																																														
	第3子以降	308,000	308,000																																																														
上記区分以外の世帯	第2子	154,000	154,000																																																														
	第3子以降	308,000	308,000																																																														
対象者区分	区分																																																																
市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	第1子	308,000																																																															
	第2子	308,000																																																															
	第3子以降	308,000																																																															
市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯※	第1子	272,000																																																															
	第2子	308,000																																																															
	第3子以降	308,000																																																															
【注1】 区分について ▶ 同一世帯に小学校1～3年生の兄・姉がいない場合の「第1子」は、戸籍上の第1子である園児及び小学校4年生以上に兄・姉がいる第2子以降の園児をいいます。 ▶ 同一世帯から、同時に2人以上の園児が在園されている場合、その最年長者に「第1子」、次年長者に「第2子」、3人以上幼稚園に在園されている場合、3人目以降に「第3子以降」の補助額を交付します。 ▶ 表2の同一世帯に小学校1～3年生の兄・姉がいる場合の第1子は、兄・姉となる小学校1～3年生の児童（同学齢の児童を含む。）であり、就園奨励費の対象となりません。 【注2】 年度途中の入園、退園の場合は、減額（月額で補助）となります。 【注3】 ※子どもの人数により、課税額の基準が変わります。																																																																	
申 請 時 期	年度当初（途中入園除く）																																																																
申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在園されている幼稚園に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。																																																																
問 合 せ 先	くわしくは、在園されている幼稚園又はお住まいの地域の市町（組合）教育委員会（P.3）にお問い合わせください。																																																																
備 考	毎年度申請が必要です。市町村によって対象者、補助額等支給要件が異なりますのでご確認ください。																																																																

乳・幼児のために

し りつよう ち えん ほ いくりょうけいげん ほ じょきん し きゅう
私立幼稚園保育料軽減補助金【支給】

ない 内 容	私立幼稚園に在園されている園児の保育料を軽減します。											
たい しょう しゃ 対 象 者	京都府内に居住し、京都府私学運営費補助金の交付を受けない京都府内の私立幼稚園に、当該年度の10月1日(満3歳児は1月始業日)現在在園する3歳児(満3歳児含む。)～5歳児の保育料を負担されている市町村民税の課税所得金額が7,110,000円以下の方											
し きゅう がく 支 給 額	園児1人につき年額18,000円上限 (負担される保育料が年額18,000円未満の場合はその額)											
しん せい じ き 申 請 時 期 および し きゅう じ き 支 給 時 期	<table><tr><th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給時期</th></tr><tr><td>3歳児、4歳児、5歳児 (4月1日現在の満年齢)</td><td>9～10月頃</td><td>12月～翌年1月頃 ※幼稚園によって異なります。</td></tr><tr><td>満3歳児 (4月2日以降、1月始業日までに 満3歳の誕生日を迎える園児)</td><td>12月～翌年1月頃</td><td>3月頃</td></tr></table>			対象者区分	申請月	支給時期	3歳児、4歳児、5歳児 (4月1日現在の満年齢)	9～10月頃	12月～翌年1月頃 ※幼稚園によって異なります。	満3歳児 (4月2日以降、1月始業日までに 満3歳の誕生日を迎える園児)	12月～翌年1月頃	3月頃
対象者区分	申請月	支給時期										
3歳児、4歳児、5歳児 (4月1日現在の満年齢)	9～10月頃	12月～翌年1月頃 ※幼稚園によって異なります。										
満3歳児 (4月2日以降、1月始業日までに 満3歳の誕生日を迎える園児)	12月～翌年1月頃	3月頃										
しん せい て つづき 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所得を証明する書類を添付して、在園されている幼稚園に提出してください。 ▶申請書は、幼稚園から配布されます。											
と あわ さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、在園されている幼稚園又は京都府庁文化スポーツ部文教課(TEL075-414-4518・4280)にお問い合わせください。											
び こう 備 考	毎年度申請が必要です。											

乳・幼児のために

し りつよう ち えん ほ いくりょうげんめん じ ぎょうとう ほ じょ きん げんめん ほ じょ 私立幼稚園保育料減免事業等補助金【減免(補助)】

乳・幼児のために

ない 内 容	京都府内の私立幼稚園に在園されている園児の保護者の方が、転職・失業等により、家計が急変し、保育料の納入が困難になった場合に、保育料を減免(補助)します。 ※府が保護者の方に直接補助金を支給するのではなく、保育料等の減免(減額や免除)を行った幼稚園に対して、減免額に相当する額の3／4を補助金として交付するものです。
たい 対象者	京都府内に居住し、園児が府内の私立幼稚園に在園されている保護者の方で、転職・失業等により、その年(1月1日～12月31日)の所得額が別に定める所得基準以下になり、保育料の納入が困難になった方
げんめん ほ じょ がく 減免(補助)額	年額の保育料から、次の①、②の額を差し引いた額のうち、幼稚園が減免を行った額の3／4 ① 私立幼稚園保育料軽減補助金(P.11) ② 幼稚園就園奨励費補助金(P.10)
しん せい じ き 申請時期	11～12月頃
し きゅう じ き 支給時期	3月頃
しん せい て づき 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して在園されている幼稚園に提出してください。 ① 失業等の家計の急変の状況を証明する書類 ② 1年の所得状況(見込)を証明する書類 ▶申請書は、幼稚園から配布されます。
と あわ きき 問い合わせ先	くわしくは、在園されている幼稚園にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度申請が必要です。

乳・幼児のために

し りつよう ち えんどう じ ざいえん ほ いくりょうげんめん じ ぎょう ほ じょきん げんめん ほ じょ
私立幼稚園同時在園保育料減免事業補助金【減免(補助)】

ない 内	よう 容	同一世帯から同時に2人以上の園児が在園されている場合に、保育料を減免(補助)します。 ※府が保護者の方に直接補助金を支給するのではなく、幼稚園が1／2以上保育料等の減免(減額や免除)を行った場合に、減免額に相当する額の1／2を補助金として交付するものです。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内の私立幼稚園に、同一世帯から同時に2人以上の園児が在園されている場合、その第2子以降の園児	
げんめん 減免(補助)	ほ じょ	がく 額	年額の保育料から、次の①、②を差し引いた額のうち、幼稚園が1／2以上減免を行った額の1／2 ① 私立幼稚園保育料軽減補助金(P.11) ② 幼稚園就園奨励費補助金(P.10)	
しん 申	せい 請	て 手	つづき 続	手続きの必要はありません。
と 問	あわ い	さき 合	せ先	くわしくは、在園されている幼稚園にお問い合わせください。
び 備	こう 考			

特別支援学校(幼稚部)幼児のために

就学奨励費【支給】

ない 内	よう 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府立特別支援学校幼稚部に在学されている幼児			
し 支	きゅう 給	がく 額	○対象となる経費及び補助限度額			
			区 分 ※ 1	I	Ⅱ	Ⅲ
			学校給食費	実費	実費の1/2	－
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費	
		付添人経費	実費	実費	実費	
	帰省費	本人経費	実費	実費	実費	
		39往復分	付添人経費	実費	実費	実費
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2	
	寄宿舎居住に伴う 経費	寝具購入費		5,400円	2,700円	－
日用品等購入費		138,980円	69,490円	－		
食費		156,210円	78,105円	－		
修学 旅行 費	校外活動等 参加費	本人経費	1,570円	785円	－	
		付添人経費	2,350円	1,175円	－	
			学用品等購入費	8,520円	4,260円	－
			※ 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。			
しん 申 請 時 期 及 び し 支 給 時 期	学校によって異なります。					
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。					
と あ わ さ き 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5835）にお問い合わせください。					
び 備 考	※金額については、H29年度見込みです。					

第2編 しょうがっこうにゅうがくじゅん び 小学校入学準備のために

小学校入学準備のために

せい かつ ほ ご ほう せい かつ ふ じょ いち じ ふ じょ し きゅう

生活保護法による「生活扶助(一時扶助)」【支給】

第2編

小学校入学準備のために

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）への入学準備に必要な費用（学童（学生）服、カバン、靴等の購入費）を支給します。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）に入学される方	
し 支	きゅう 給	がく 額	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」	
		区 分	内 容	支給額
		入学準備金	入学時の学童服、ランドセル、カバン、靴等	40,600円以内
【参考】入学準備金以外に、生活保護法の「教育扶助」（P.21）として下の表の経費が支給されます。				
		区 分	内 容	基準額
		基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫道具、体育用靴等の購入費 【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額2,210円
		学級費等	学級費、児童会費、PTA会費等	月額670円以内
		教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費	実費支給
		学校給食費	保護者が負担する学校給食費	実費支給
		校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	実費支給
		通学交通費	通学に必要な最小限度の額	実費支給
		学習支援費	学習参考書（教材代に含まれるものを除く。）購入費、課外クラブ活動費等	月額2,630円
と 問	あわ い	さき 合	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）にお問い合わせください。	
び 備	こう 考		特別支援学校に入学され、就学奨励費（P.24）の支給を受けられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。	

小学校入学準備のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。)に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。
たい 対 象 者	京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。)に入学されるお子さんを扶養されている方
かし 貸 付 額	子ども1人につき40,600円以内
しん 申 請 時 期	入学前
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
しん 申 請 手 続	※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所(P.2)にご相談ください。 申請書に必要な事項を記入し、次の①～⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類 ② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ③ 世帯全員の住民票 ④ 印鑑登録証明書 ⑤ 扶養の事実についての証明書 ⑥ 所得を証明する書類 ⑦ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所(P.2)にお問い合わせください。
び 備 考	

第2編

小学校入学準備のために

第3編

小学生のために

第3編 しょうがくせい 小学生のために

母子家庭奨学金【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																		
たい 対 象 者	京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母で、小学生(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。)を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等(P.20)を受けておられる方は、対象者となりません。																		
し 支 給 額	子ども1人につき 年額21,500円 (6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。)																		
しん 申 請 時 期 およ 及 び し 支 給 時 期	<table><tr><td>対象者区分</td><td>申請月</td><td>支給対象期間 (申請年度)</td><td>支給月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr></table>	対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月																
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村(京都市を除く。)に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村(京都市を除く。)で配布しています。																		
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村(京都市を除く。)又は地域の府保健所(P.2)にお問い合わせください。																		
び 備 考	毎年度申請が必要です。																		

小学生のために

こうつう い じ しょうがくきんとう し きゅう
交通遺児奨学金等【支給】

第3編

小学生のために

ない 内 容	交通事故により親等を失った小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）に、奨学金を支給します。																				
たい 対 象 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。） ※母子家庭奨学金(P.19)の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。																				
し 支 給 額	子ども1人につき 年額21,500円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）																				
しん 申 請 時 期 及び し 支 給 時 期	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 （申請年度）</th><th>支給月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>申請月の翌月末</td></tr> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>申請月の翌月末</td></tr> </tbody> </table>			対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																		
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末																		
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末																		
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。																				
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。																				
び 備 考	毎年度申請が必要です。																				

小学生のために

生活保護法による「教育扶助」「生活扶助(一時扶助)」【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、義務教育を受けるために必要な費用（学用品・通学用品の購入費、学校給食費等）を支給します。		
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯の小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）		
し 支 給 額	○生活保護法の「教育扶助」		
	区 分	内 容	基準額
	基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫道具、体育用靴等の購入費 【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額2,210円
	学級費等	学級費、児童会費、PTA会費等	月額670円以内
	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費	実費支給
	学校給食費	保護者が負担する学校給食費	実費支給
	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	実費支給
	通学交通費	通学に必要な最小限度の額	実費支給
	学習支援費	学習参考書（教材代に含まれるものを除く。）購入費、課外クラブ活動費等	月額2,630円
	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」		
	区 分	内 容	支給額
	被服費	第4学年進級時の学童服等	13,800円以内
修学旅行費については、就学援助費（P.22） } でそれぞれ申請 修学旅行の準備にかかる費用については、修学旅行援助金（P.26） } してください。			
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）にお問い合わせください。		
び 備 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.24）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。		

小学生のために

しゅうがくえんじょ ひ しきゅう
就学援助費【支給】

ない 容	経済的な理由によって、就学が困難な小学生の保護者に対して、学用品費等の一部を援助します。
たい しょう しゃ 者	生活保護を受給されている世帯 生活保護を受給されていないが、経済的に困難な世帯
し きゅう がく 額	※支給項目、支給額は市町村により異なります。 1 要保護者 修学旅行費、医療費等 (生活保護法による「教育扶助」(P.21)で給付されるもの以外のもの) 2 準要保護者 学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費 等 注：医療費・・・学校保健安全法に定める疾病（学校病）を治療するために、保護者が負担する費用のみ
しん せい じ き 期	年度当初(年度途中の場合は随時)
しん せい て づき 申請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、学校又はお住まいの地域の市町(組合)教育委員会に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の市町(組合)教育委員会(P.3)にお問い合わせください。
び 考 備	毎年度申請が必要です。

小学生のために

就学奨励費(特別支援学級等)【支給】

ない 内 容	小学校の特別支援学級等で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。																																			
たい 対 象 者	学校教育法施行令第22条の3に規程する障害の程度に該当する児童又は特別支援学級に就学する児童 ※生活保護法による「教育扶助」（P.21）、「就学援助費」（P.22）を受給されている場合は、一部経費のみ対象となります。																																			
し 支 給 額	下の支給額は、国が定めている単価（H29年度見込み）であり、支給項目及び支給額は市町村によって異なります。 ○対象となる経費及び補助限度額 <table><tr><td>区 分 ※</td><td>I ・ II</td><td>Ⅲ</td></tr><tr><td>学校給食費</td><td>実費の1/2</td><td>－</td></tr><tr><td>通学費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td>交流及び共同学習交通費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td>修学旅行費</td><td>10,590円</td><td>－</td></tr><tr><td>宿泊を伴わない校外活動等参加費</td><td>785円</td><td>－</td></tr><tr><td>宿泊を伴う校外活動等参加費</td><td>1,810円</td><td>－</td></tr><tr><td>学用品等購入費</td><td>5,710円</td><td>－</td></tr><tr><td>新入学児童学用品費等</td><td>10,235円</td><td>－</td></tr><tr><td>体育実技用具費(スキー等)</td><td>13,010円</td><td>－</td></tr><tr><td>拡大教材費</td><td>1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 (一冊あたり限度5,250円)</td><td>－</td></tr></table> ※ 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。			区 分 ※	I ・ II	Ⅲ	学校給食費	実費の1/2	－	通学費	実費	実費の1/2	交流及び共同学習交通費	実費	実費の1/2	修学旅行費	10,590円	－	宿泊を伴わない校外活動等参加費	785円	－	宿泊を伴う校外活動等参加費	1,810円	－	学用品等購入費	5,710円	－	新入学児童学用品費等	10,235円	－	体育実技用具費(スキー等)	13,010円	－	拡大教材費	1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 (一冊あたり限度5,250円)	－
区 分 ※	I ・ II	Ⅲ																																		
学校給食費	実費の1/2	－																																		
通学費	実費	実費の1/2																																		
交流及び共同学習交通費	実費	実費の1/2																																		
修学旅行費	10,590円	－																																		
宿泊を伴わない校外活動等参加費	785円	－																																		
宿泊を伴う校外活動等参加費	1,810円	－																																		
学用品等購入費	5,710円	－																																		
新入学児童学用品費等	10,235円	－																																		
体育実技用具費(スキー等)	13,010円	－																																		
拡大教材費	1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 (一冊あたり限度5,250円)	－																																		
しん 申 請 時 期	市町村によって異なります。																																			
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。																																			
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の市町（組合）教育委員会（P.3）にお問い合わせください。																																			
び 備 考	毎年度申請が必要です。																																			

特別支援学校(小学部)児童のために

就学奨励費(特別支援学校)【支給】

ない 内	よう 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。					
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府立特別支援学校小学部に在学されている児童				
し 支	きゅう 給	がく 額	○対象となる経費及び補助限度額				
			区 分 ※1		I	Ⅱ	Ⅲ
			学校給食費		実費	実費の1/2	－
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費	実費	
		付添人経費	1～3年生 4～6年生 ※2	実費 実費			
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費	実費	
		付添人経費	実費	実費	実費	実費	
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2		
	寄宿舎居住に伴う 経費	寝具購入費	5,400円	2,700円	－		
		日用品等購入費	138,980円	69,490円	－		
		食費	148,850円	74,425円	－		
	修学旅行費	本人経費	21,180円	10,590円	－		
		付添人経費	33,110円 ※3	16,555円 ※3	－		
	校外活動等 参加費	本人経費	18,240円	9,120円	－		
		付添人経費	1～3年生 27,360円 4～6年生 ※2 27,360円	1～3年生 13,680円 4～6年生 ※2 13,680円	－		
学用品等購入費			11,420円	5,710円	－		
拡大教材費 1 ページあたり42円を限度として 算定した額			1冊あたり限度 10,500円	I の1/2	－		
新入学児童学用品費等			20,470円	10,235円	－		
※1 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。							
※2 4～6年生の通学費付添人経費、校外活動等参加費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の児童の付添人となります。							
※3 修学旅行費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の児童の付添人となります。							
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	学校によって異なります。			
しん 申	せい 請	て 手	づ 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。			
と 問	あ い	さ せ	さ 先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5835）にお問い合わせください。			
び 備	こう 考	毎年度申請が必要です。 ※金額については、H29年度見込みです。					

小学生のために

し りつしょうちゅうがっ こう とう かよ じ どう せい と けい ざい てき し えん し きゅう 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援【支給】

ない 容	私立小学校等に在籍されている児童の授業料に対して、一定額を支給します。
たい しょう しゃ 対 象 者	年収 400 万円未満程度の世帯のお子さんと、私立小学校等に在学されている方
し きゅう がく 支 給 額	年額 100,000 円
しん せい じ き 申 請 時 期	学校によって異なります。
し きゅう じ き 支 給 時 期	学校によって異なります。
しん せい て つづき 申 請 手 続	学校から案内があります。 学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 所得が分かる書類が必要です。
と あわ さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 考 備 考	毎年度手続きが必要です。 別途、アンケートにご協力いただく必要があります。

第3編

小学生のために

小学生のために

しゅうがくりょこうえんじょきん しきゅう
修学旅行援助金【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、修学旅行に行くために必要な物品を購入するための費用を援助します。			
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内(京都市除く。)に居住する、生活保護を受給されている世帯の小学生が修学旅行に行くために必要な物品(カバン、肌着、靴、靴下等)の購入費用を負担される方		
し 支	きゅう 給	がく 額	子ども1人につき5,800円		
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	随時	
	およ 及び	し 支	きゅう 給	じ 時	き 期
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続	き 期	
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	き 期	
び 備	こう 考	し 支	きゅう 給	じ 時	き 期

第3編

小学生のために

初級学校生のために

がいこくじんがっこうざいがくしゃ しゅうがくえんじょ しきゅう
外国人学校在学者への修学援助【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている日本国籍を有しない方のお子さんが、修学のために必要な費用(学用品、通学用品等の購入費、学校給食費等)を支給します。		
たい 対	しょう 象	者	京都府内(京都市を除く。)に居住する生活保護を受給されている世帯の方で、学校法人京都朝鮮学園の設置する初級学校に通うお子さんの修学のための費用を負担される方	
し 支	きゅう 給	がく 額	生活保護法の教育扶助等の基準額に準じて支給	
しん 申	せい 請	て 手	つづき 続	申請書に必要事項を記入して、在学されている学校に提出してください。
と 問	あわ せ	さき 先	くわしくは、京都府庁健康福祉部福祉・援護課(生活保護医療担当)(TEL075-414-4557又は4564)にお問い合わせください。	
び 備	こう 考	毎年度、申請が必要です。		

第4編

ちゅうがっこうにゅうがくじゅんび
中学校入学準備のために

第4編 ちゅうがっこうにゅうがくじゅんび 中学校入学準備のために

中学校入学準備のために

せい かつ ほ ご ほう せい かつ ふ じょ いち じ ふ じょ し きゅう

生活保護法による「生活扶助(一時扶助)」【支給】

第4編

ちゅうがくつうがくしゅび

中学校入学準備のために

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程、特別支援学校中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。）への入学の準備に必要な費用（学生服・カバン・靴等の購入費）を支給します。																																	
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度中学校（義務教育学校の後期課程、特別支援学校中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。）に入学される方																																
し 支	きゅう 給	がく 額	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」																																
			<table><tr><td>区 分</td><td>内 容</td><td>支給額</td></tr><tr><td>入学準備金</td><td>入学時の学生服、カバン、靴等</td><td>47,400円以内</td></tr></table>	区 分	内 容	支給額	入学準備金	入学時の学生服、カバン、靴等	47,400円以内																										
			区 分	内 容	支給額																														
			入学準備金	入学時の学生服、カバン、靴等	47,400円以内																														
			【参考】入学準備金以外に、生活保護法による「教育扶助」（P.34）として下の表の経費が支給されます。																																
			<table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">内 容</td><td>基準額</td></tr><tr><td>基準額</td><td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーマニカ、笛、裁縫道具、体育用靴等の購入費</td><td>【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費</td><td>月額4,290円</td></tr><tr><td>学級費等</td><td colspan="2">学級費、生徒会費、PTA会費等</td><td>月額750円以内</td></tr><tr><td>教材代</td><td colspan="2">正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>学校給食費</td><td colspan="2">保護者が負担する学校給食費</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>校外活動参加費</td><td colspan="2">宿泊費、施設利用料、交通費等</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>通学交通費</td><td colspan="2">通学に必要な最小限度の額</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>学習支援費</td><td colspan="2">学習参考書（教材代に含まれるものを除く。）購入費、課外クラブ活動費等</td><td>月額4,450円</td></tr></table>	区 分	内 容		基準額	基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーマニカ、笛、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額4,290円	学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額750円以内	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費		実費支給	学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給	通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給	学習支援費	学習参考書（教材代に含まれるものを除く。）購入費、課外クラブ活動費等		月額4,450円
			区 分	内 容		基準額																													
			基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーマニカ、笛、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額4,290円																													
			学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額750円以内																													
			教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費		実費支給																													
学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給																																
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給																																
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給																																
学習支援費	学習参考書（教材代に含まれるものを除く。）購入費、課外クラブ活動費等		月額4,450円																																
と 問	あわ い	さき 合	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）にお問い合わせください。																																
び 備	こう 考	特別支援学校に入学され、就学奨励費（P.37）の支給を受けられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																																	

中学校入学準備のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内	よう 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、中学校(義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。)に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度中学校(義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。)に入学されるお子さんを扶養されている方	
かし 貸	つけ 付	がく 額	子ども1人につき47,400円以内	
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	入学前
かし 貸	つけ 付	じ 時	き 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
しん 申	せい 請	て 手	づき 続	※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所(P.2)にご相談ください。 申請書に必要事項を記入し、次の①～⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類 ② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ③ 世帯全員の住民票 ④ 印鑑登録証明書 ⑤ 扶養の事実についての証明書 ⑥ 所得を証明する書類 ⑦ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所(P.2)にお問い合わせください。
び 備	こう 考			

第4編

中学校入学準備のために

第5編 ちゅうがくせい 中学生のために

第5編

ちゅうがくせい 中学生のために

母子家庭奨学金【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																		
たい 対 象 者	京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母で、中学生(義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。)を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等(P.33)を受けておられる方は、対象者となりません。																		
し 支 給 額	子ども1人につき 年額43,000円 (6月以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。)																		
しん 申 請 時 期 およ 及 び し 支 給 時 期	<table><tr><td>対象者区分</td><td>申請月</td><td>支給対象期間 (申請年度)</td><td>支給月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr></table>	対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月																
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村(京都市を除く。)に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村(京都市を除く。)で配布しています。																		
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村(京都市を除く。)又は地域の府保健所(P.2)にお問い合わせください。																		
び 備 考	毎年度申請が必要です。																		

こうつう い じ しょうがくきんとう し きゅう
交通遺児奨学金等【支給】

ない 内	よう 容	交通事故により親等を失った中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に、奨学金を支給します。																			
たい 対	しょう 象	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。） ※母子家庭奨学金(P.32)の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。																			
し 支	きゅう 給	子ども1人につき 年額43,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）																			
しん 申 請 時 期 及 び し 支 給 時 期	およ び	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 (申請年度)</th><th>支給月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>申請月の翌月末</td></tr> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>申請月の翌月末</td></tr> </tbody> </table>		対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末
対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月																		
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末																		
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月末																		
しん 申 請 手 続	て づ き	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。																			
と 問 い 合 せ 先	あ わ さ き	くわしくは、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。																			
び 備	こう 考	毎年度申請が必要です。																			

せい かつ ほ ご ほう きょう いく ふ じょ し きゅう
生活保護法による「教育扶助」【支給】

ない内

よう容

生活保護を受給されている世帯のお子さんが、義務教育を受けるために必要な費用（学用品・通学用品の購入費、学校給食費等）を支給します。

たい対

しょう象

しゃ者

生活保護を受給されている世帯の中学生（義務教育学校の後期課程、特別支援学校中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。）

し支

きゅう給

がく額

○生活保護法の「教育扶助」

区 分	内 容		基準額
基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額4,290円
学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額750円以内
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費		実費支給
学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給
学習支援費	学習参考書（教材代に含まれるものを除く。）購入費、課外クラブ活動費等		月額4,450円

修学旅行費については、就学援助費（P.35）

修学旅行の準備にかかる費用については、修学旅行援助金（P.39）

でそれぞれ申請してください。

と問

あわせ

さき先

くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）にお問い合わせください。

び備

こう考

特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.37）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。

しゅうがくえんじょ ひ しきゅう
就学援助費【支給】

ない 内	よう 容	経済的な理由によって、就学が困難な中学生の保護者に対して、学用品費等の一部を援助します。
たい 対	しょう 象	生活保護を受給されている世帯 生活保護を受給されていないが、経済的に困難な世帯
し 支	きゅう 給	がく 額
		※支給項目、支給額は市町村により異なります。 1 要保護者 修学旅行費、医療費等 (生活保護法による「教育扶助」(P.34)で給付されるもの以外のもの) 2 準要保護者 学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費 等 注：医療費・・・学校保健安全法に定める疾病（学校病）を治療するために、保護者が負担する費用のみ
しん 申	せい 請	じ 時
		き 期
		年度当初(年度途中の場合は随時)
しん 申	せい 請	て 手
		づき 続
		申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、学校又はお住まいの地域の市町(組合)教育委員会に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。
と 問	あわ い	さき 合
		先
		くわしくは、お住まいの地域の市町(組合)教育委員会(P.3)にお問い合わせください。
び 備	こう 考	毎年度申請が必要です。

中学生のために

就学奨励費(特別支援学級等)【支給】

ない 内 容	中学校の特別支援学級等で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。																																																						
たい 対 象 者	学校教育法施行令第22条の3に規程する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級に就学する生徒 ※生活保護法による「教育扶助」（P.34）、「就学援助費」（P.35）を受給されている場合は、一部経費のみ対象となります。																																																						
し 支 給 額	下の支給額は、国が定めている単価（H29年度見込み）であり、支給項目及び支給額は市町村によって異なります。 ○対象となる経費及び補助限度額 <table><tr><th colspan="2">区 分 ※</th><th>I ・ II</th><th>Ⅲ</th></tr><tr><td colspan="2">学校給食費</td><td>実費の1/2</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">通学費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td colspan="2">職場実習交通費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td colspan="2">交流及び共同学習交通費</td><td>実費</td><td>実費の1/2</td></tr><tr><td colspan="2">修学旅行費</td><td>28,335円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">宿泊を伴わない校外活動等参加費</td><td>1,135円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">宿泊を伴う校外活動等参加費</td><td>3,050円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">学用品等購入費</td><td>11,160円</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">新入学生徒学用品費等</td><td>11,775円</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="3">体育実技用具費</td><td>柔道</td><td>3,755円</td><td rowspan="3">－</td></tr><tr><td>剣道</td><td>25,970円</td></tr><tr><td>スキー等</td><td>18,670円</td></tr><tr><td colspan="2">拡大教材費</td><td>1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2（一冊あたり限度5,250円）</td><td>－</td></tr></table> ※ 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。			区 分 ※		I ・ II	Ⅲ	学校給食費		実費の1/2	－	通学費		実費	実費の1/2	職場実習交通費		実費	実費の1/2	交流及び共同学習交通費		実費	実費の1/2	修学旅行費		28,335円	－	宿泊を伴わない校外活動等参加費		1,135円	－	宿泊を伴う校外活動等参加費		3,050円	－	学用品等購入費		11,160円	－	新入学生徒学用品費等		11,775円	－	体育実技用具費	柔道	3,755円	－	剣道	25,970円	スキー等	18,670円	拡大教材費		1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2（一冊あたり限度5,250円）	－
区 分 ※		I ・ II	Ⅲ																																																				
学校給食費		実費の1/2	－																																																				
通学費		実費	実費の1/2																																																				
職場実習交通費		実費	実費の1/2																																																				
交流及び共同学習交通費		実費	実費の1/2																																																				
修学旅行費		28,335円	－																																																				
宿泊を伴わない校外活動等参加費		1,135円	－																																																				
宿泊を伴う校外活動等参加費		3,050円	－																																																				
学用品等購入費		11,160円	－																																																				
新入学生徒学用品費等		11,775円	－																																																				
体育実技用具費	柔道	3,755円	－																																																				
	剣道	25,970円																																																					
	スキー等	18,670円																																																					
拡大教材費		1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2（一冊あたり限度5,250円）	－																																																				
しん 申 請 時 期	市町村によって異なります。																																																						
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して学校に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。																																																						
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の市町（組合）教育委員会（P.3）にお問い合わせください。																																																						
び 備 考	毎年度申請が必要です。																																																						

特別支援学校(中学部)生徒のために

就学奨励費(特別支援学校)【支給】

第5編

中学生のために

ない 内	よう 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府立特別支援学校中学部に在学されている生徒			
し 支	きゅう 給	がく 額	○対象となる経費及び補助限度額			
			区 分 ※1	I	Ⅱ	Ⅲ
			学校給食費	実費	実費の1/2	－
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費 ※2	実費 ※2	実費 ※2	実費 ※2
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費	実費	実費	実費
	職場実習費		実費	実費	実費	実費の1/2
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費	実費の1/2
寄宿舎居住に伴う 経費		寝具購入費	5,400円	2,700円	－	－
		日用品等購入費	138,980円	69,490円	－	－
		食費	148,850円	74,425円	－	－
修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人経費	56,670円	28,335円	－	－
		付添人経費	81,340円 ※2	40,670円 ※2	－	－
	校外活動等 参加費	本人経費	24,210円	12,105円	－	－
		付添人経費	36,310円 ※2	18,155円 ※2	－	－
学用品等購入費			22,320円	11,160円	－	－
拡大教材費 1 ページあたり42円を限度として 算定した額			1冊あたり限度 10,500円	I の1/2	－	－
新入学生徒学用品費等			23,550円	11,775円	－	－
※ 1 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。						
※ 2 通学費付添人経費、修学旅行費付添人経費、校外活動等参加費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の生徒の付添人となります。						
しん 申	せい 時	じ 期	学校によって異なります。			
し 支	きゅう 給	じ 期				
しん 申	せい 手	つづ 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。			
と 問	あわ さ	さき 先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5835）にお問い合わせください。			
び 備	こう 考		毎年度申請が必要です。 ※金額については、H29年度見込みです。			

中学生のために

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援【支給】

ない 内 容	私立中学校等に在籍されている生徒の授業料に対して、一定額を支給します。
たい 対 象 者	年収 400 万円未満程度の世帯のお子さんと、私立中学校等に在学されている方
し 支 給 額	年額 100,000 円
しん 申 請 時 期	学校によって異なります。
し 支 給 時 期	学校によって異なります。
しん 申 請 手 続	学校から案内があります。 学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 所得が分かる書類が必要です。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度手続が必要です。 別途、アンケートにご協力いただく必要があります。

しゅうがくりょこうえんじょきん しきゅう
修学旅行援助金【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、修学旅行に行くために必要な物品を購入するための費用を援助します。			
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内(京都市除く。)に居住する、生活保護を受給されている世帯の中学生が修学旅行に行くために必要な物品(カバン、肌着、靴、靴下等)の購入費用を負担される方		
し 支	きゅう 給	がく 額	子ども1人につき6,800円		
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	随時	
およ 及	し 支	きゅう 給	じ 時	期	
しん 申	せい 請	て つづ	き 手	続	申請書に必要事項を記入し、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)に提出してください。
と 問	あわ い	さき 合	先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)にお問い合わせください。	
び 備	こう 考	修学旅行費については、就学援助費(P.35)で申請してください。			

中級学校生のために

がいこくじんがっこうざいがくしゃ しゅうがくえんじょ しきゅう
外国人学校在学者への修学援助【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている日本国籍を有しない方のお子さんが、修学のために必要な費用(学用品、通学用品等の購入費、学校給食費等)を支給します。		
たい 対	しょう 象	者	京都府内(京都市を除く。)に居住する生活保護を受給されている世帯の方で、学校法人京都朝鮮学園の設置する中級学校に通うお子さんの修学のための費用を負担される方	
し 支	きゅう 給	がく 額	生活保護法の教育扶助等の基準額に準じて支給	
しん 申	せい 請	て 手	つづき 続	申請書に必要な事項を記入して在学されている学校に提出してください。
と 問	あわ 合	さき 先	くわしくは、京都府庁健康福祉部福祉・援護課(生活保護医療担当)(TEL075-414-4557又は4564)にお問い合わせください。	
び 備	こう 考	毎年度、申請が必要です。		

第6編 こうとうがっこう こうとうにゅうがくじゅん び 高等学校等入学準備のために

第6編

高等学校等入学準備のために

高等学校等入学準備のために

生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、高等学校等に就学される際に必要な費用(学用品・制服・カバン・靴の購入費、受験(検)料・入学金等)を支給します。																																										
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度高等学校等に就学される方 ※高等学校等 ① 高等学校(全日制・定時制・通信制) ② 中等教育学校の後期課程 ③ 高等専門学校 ④ 特別支援学校高等部(別科を除く。) ⑤ 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校(修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む就業時間がおおむね800時間以上の教育課程の場合)																																										
し 支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th colspan="2">内 容</th><th>基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td><td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴の購入費</td><td>【その他】校外活動費、通学用品等の購入費</td><td>月額5,450円</td></tr> <tr> <td>学級費</td><td colspan="2">学級費、生徒会費、PTA会費等</td><td>月額1,670円以内</td></tr> <tr> <td>教材代</td><td colspan="2">正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの(教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費</td><td>実費支給</td></tr> <tr> <td>授業料</td><td colspan="2">授業料</td><td>下記※1、※2参照</td></tr> <tr> <td>入学料</td><td colspan="2">入学料</td><td>公立高校入学料相当額</td></tr> <tr> <td>入学考査料</td><td colspan="2">入学考査料(受験(検)料)</td><td>公立高校入学考査料相当額</td></tr> <tr> <td>通学交通費</td><td colspan="2">通学に必要な最小限の額</td><td>実費支給</td></tr> <tr> <td>入学準備金</td><td colspan="2">学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費</td><td>63,200円以内</td></tr> <tr> <td>学習支援費</td><td colspan="2">学習参考書(教材費に含まれるものを除く。)の購入費、課外クラブ活動費等</td><td>月額5,150円</td></tr> </tbody> </table> ※1 公立高等学校、私立高等学校、高等専門学校(1～3年生)等の授業料については、公立高校就学支援金及び高等学校等就学支援金により給付対象外 ※2 高等専門学校(4・5年生)等の授業料については、授業料減免措置等を適用した後の実際の支払額が給付対象 ※3 修学旅行費、修学旅行の準備に係る費用は支給されません。			区 分	内 容		基準額	基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴の購入費	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,450円	学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,670円以内	教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの(教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		実費支給	授業料	授業料		下記※1、※2参照	入学料	入学料		公立高校入学料相当額	入学考査料	入学考査料(受験(検)料)		公立高校入学考査料相当額	通学交通費	通学に必要な最小限の額		実費支給	入学準備金	学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費		63,200円以内	学習支援費	学習参考書(教材費に含まれるものを除く。)の購入費、課外クラブ活動費等		月額5,150円
区 分	内 容		基準額																																								
基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴の購入費	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,450円																																								
学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,670円以内																																								
教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの(教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		実費支給																																								
授業料	授業料		下記※1、※2参照																																								
入学料	入学料		公立高校入学料相当額																																								
入学考査料	入学考査料(受験(検)料)		公立高校入学考査料相当額																																								
通学交通費	通学に必要な最小限の額		実費支給																																								
入学準備金	学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費		63,200円以内																																								
学習支援費	学習参考書(教材費に含まれるものを除く。)の購入費、課外クラブ活動費等		月額5,150円																																								
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)にお問い合わせください。																																										
び 備 考	特別支援学校に入学され、就学奨励費(P.60)の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																																										

第6編

高等学校等入学準備のために

高等学校等入学準備のために

こうこうせいきゅう ふ がたしょうがくきん しきゅう
高校生給付型奨学金【支給】

ない内

よう容

生活保護を受給されている世帯又は市町村民税が非課税世帯のお子さんが、高等学校等へ進学される場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。

たいしょうしゃ対象者

京都府内(京都市を除く。)に居住し、次のいずれかに該当される方

1生活保護を受給されている世帯のお子さんで、私立高等学校(通信制除く。)又は外国人学校(※1)に修学される方

2市町村民税が非課税の世帯のお子さんで、国・公立・私立高等学校(特別支援学校高等部含む。)、高等専門学校又は外国人学校に修学され、次の①～⑥に該当される方

①母子世帯 ②父子世帯 ③児童世帯 ④障害者世帯 ⑤長期療養者世帯

⑥知事が特別に認めた①～⑤に準ずる世帯

注：①～③については、世帯員の年齢要件があります。④については、障害の程度要件があります。

▶ 専修学校の高等課程に修学される方は、対象外となります。

▶ 「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、支給額を減額することがあります。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。

しきゅうがく支給額

単位：円

世帯区分	名 称	種 別		支給額		備 考
				年 額	月 額	
生活保護世帯	入 学 支度金	私立高校 (府内・府外)	全日制	110,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)
			定時制	69,000	—	
	奨学金	私立高校(府内)	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			
		私立高校(府外)	全日制	228,000	19,000	国支援金との併給調整 を行います。※3
外国人学校 ※1		全日制	228,000	19,000		
市町村民税非課税世帯	入 学 支度金	国公立高校 (府内・府外)	全日制	63,000	—	特別支援学校高等部専 攻科を除きます。
			定時制			
		私立高校 (府内・府外)	全日制	178,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)
			定時制	137,000	—	
		通 信 制		45,000	—	
	奨学金	国公立 特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校(4, 5年のみ)		192,000	16,000	
				168,000	14,000	
		私立高校(府内)	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			
		私立高校(府外)	全日制	396,000	33,000	国支援金との併給調整 を行います。※3
			定時制	288,000	24,000	
	外国人学校 ※1	全日制	396,000	33,000		
	支援金 (学用品 費等)	国公立高等学校 (府内・府外) 私立高校(府内・府外)	全日制 定時制 通信制	1学年につき 60,000	—	・特別支援学校の高等部、 高等専門学校の4, 5学 年を除きます。 ・奨学のための給付金との 併給調整を行います。 ※4

※1 学校法人が設置した、専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程

※2 京都府内の私立高校については、国の制度「高等学校等就学支援金」と京都府の制度「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」により、実質授業料が無償化となることから、本奨学金は支給されません。

※3 京都府外の私立高校に修学される方の奨学金については、表の金額と国の制度「高等学校等就学支援金」及び兵庫県・奈良県の私立高校に通われている方への学費軽減(補助金)との差額を支給します。

※4 表の金額と「奨学のための給付金」(P.57)との差額を支給します。

※1 学校法人が設置した、専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程

※2 京都府内の私立高校については、国の制度「高等学校等就学支援金」と京都府の制度「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」により、実質授業料が無償化となることから、本奨学金は支給されません。

※3 京都府外の私立高校に修学される方の奨学金については、表の金額と国の制度「高等学校等就学支援金」及び兵庫県・奈良県の私立高校に通われている方への学費軽減(補助金)との差額を支給します。

※4 表の金額と「奨学のための給付金」(P.57)との差額を支給します。

しんせいじき 申請時期	【生活保護世帯】 第1次申請：2月 以降は随時(入学支度金は4月末まで) 【市町村民税非課税世帯】 第1次申請：2月 第2次申請：6月(7月3日受付期限) 以降は随時(入学支度金は7月3日まで)																							
しきゅうじき 支給時期	<table><tr><td>入学支度金</td><td colspan="3">【生活保護世帯】 4月 【市町村民税非課税世帯】 4月(1次)、7月(2次)</td></tr><tr><td rowspan="4">奨学金</td><td></td><td>生活保護世帯</td><td>市町村民税非課税世帯</td></tr><tr><td>第1期分(4月～7月まで)</td><td>4月</td><td>4月(1次)、7月(2次)</td></tr><tr><td>第2期分(8月～11月まで)</td><td>8月</td><td>8月</td></tr><tr><td>第3期分(12月～3月まで)</td><td>12月</td><td>12月</td></tr><tr><td>支援金 (学用品費等)</td><td colspan="3">【市町村民税非課税世帯】 11月(予定)</td></tr></table>			入学支度金	【生活保護世帯】 4月 【市町村民税非課税世帯】 4月(1次)、7月(2次)			奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	第1期分(4月～7月まで)	4月	4月(1次)、7月(2次)	第2期分(8月～11月まで)	8月	8月	第3期分(12月～3月まで)	12月	12月	支援金 (学用品費等)	【市町村民税非課税世帯】 11月(予定)		
入学支度金	【生活保護世帯】 4月 【市町村民税非課税世帯】 4月(1次)、7月(2次)																							
奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯																					
	第1期分(4月～7月まで)	4月	4月(1次)、7月(2次)																					
	第2期分(8月～11月まで)	8月	8月																					
	第3期分(12月～3月まで)	12月	12月																					
支援金 (学用品費等)	【市町村民税非課税世帯】 11月(予定)																							
しんせいてつづき 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所(P.2)に提出してください。 【生活保護世帯】 ① 在学証明書 ② 生活保護世帯であることを証明するもの(受給証明書等) ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ 【市町村民税非課税世帯】 ① 在学証明書 ② 市町村民税が非課税であることを証明するもの(市町村民税非課税証明書) ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ ④ 支援金利用予定書 ▶身体障害者世帯の方・・・身体障害者手帳の写し又は年金手帳の写し ▶長期療養者世帯の方のみ・・・医師の診断書																							
とあわせき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所(P.2)にお問い合わせください。																							
びこう 備考	同種の資金とは、次の①～⑤にあげるものです。 ① 高校生等修学支援事業(修学金、修学支度金) 貸付 (P.48～51、P.72～75) ② 奨学のための給付金 支給 (P.57) ③ 母子家庭奨学金等 支給 (P.58) ④ 交通遺児奨学金等 支給 (P.59) ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 (P.64)																							

生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】

ない 内 し きん (資金の種類)	よう 容 し ゅ ぎ しょうきん (資金の種類)																				
	1 教育支援費：低所得世帯のお子さんが、高等学校等に就学するために必要な費用を、他の「公的な教育支援貸与（貸付）制度※1」の借入ができるまでの「つなぎ資金※2」として、お貸しします。 ※1 「公的な教育支援貸与制度」とは、次の①、②、③の制度です。 ① 高校生等修学支援事業の修学金（P.48～49、P.72～73） ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）（P.46、P.71） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（P.52、P.76） ※2 「つなぎ資金」とは ※1の①については、4月以降に貸付。②、③についても貸付が4月以降になることがあります。納入しなければならない時期に必要なお金が準備できない場合があります。教育支援費は、①～③のいずれかの制度を申し込まれることを条件に、それらの借り入れができるまでの間、「つなぎ資金」として、一時的にお貸しするものです。 【①～③の貸付を受けられた場合】入学年の12月に一括償還（返済）していただきます。 【①～③の貸付を受けられなかった場合】「つなぎ資金」ではなく、継続してお貸しします。 2 就学支度費：高等学校等への入学に際し、必要な費用をお貸しします。																				
たい 対 しょう 象 しゃ 者	低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）のお子さんで、高等学校（特別支援学校高等部含む）、中等教育学校後期課程（中高一貫校の高校）、専修学校（高等課程）、又は高等専門学校に就学される方 ※ 高校生等修学支援事業の「修学支度金」を申請された場合（予約申請を含みます。）は、「2 就学支度費」の貸付を受けることはできません。																				
かし 貸 つけ 付 きん 金 がく 額	1 教育支援費：6か月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">学校種別等</th><th colspan="2">貸付限度額（月額）</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td rowspan="2">高等学校等</td><td>国公立</td><td>18,000</td><td>23,000</td></tr><tr><td>私 立</td><td>30,000</td><td>35,000</td></tr><tr><td rowspan="2">高等専門学校</td><td>国公立</td><td>21,000</td><td>22,500</td></tr><tr><td>私 立</td><td>32,000</td><td>35,000</td></tr></table> 特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に、特別分として貸付ができます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）の貸付相談窓口にご相談ください。 2 就学支度費：500,000円以内	学校種別等		貸付限度額（月額）		自宅通学	自宅外通学	高等学校等	国公立	18,000	23,000	私 立	30,000	35,000	高等専門学校	国公立	21,000	22,500	私 立	32,000	35,000
学校種別等				貸付限度額（月額）																	
		自宅通学	自宅外通学																		
高等学校等	国公立	18,000	23,000																		
	私 立	30,000	35,000																		
高等専門学校	国公立	21,000	22,500																		
	私 立	32,000	35,000																		
しん 申請 し 時 き 期	※志望校を決定され、入学パンフレット等で入学にかかる必要経費が確認できた時点（中学3年生の秋頃から）で、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にご相談ください。																				
へん 返 さい 済 き 期 かん 間	1 教育支援費：「つなぎ資金」は、入学年の12月に一括償還（返済）、それ以外は、卒業後3ヶ月以内の措置期間後、貸付期間の3倍以内（特別分は4倍以内（ただし最長は20年とする。））（P.70と同様） 2 就学支度費：卒業後3ヶ月以内の措置期間後、8年以内																				
と 問 あ い あ わ せ 先	くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。																				
ひ 備 こう 考																					

高等学校等入学準備のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】

内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、高等学校等に修学される場合に必要の費用（入学金、授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。																																																																																																														
対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度、次の①又は②に進学される予定のお子さんを扶養されている方 ① 高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に進学 ② 修業施設に入所 ※ ①に該当の方・・・修学資金、就学支度資金の貸付が受けられます。 ②に該当の方・・・就学支度資金、修業資金の貸付が受けられます。 ▶ 同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。																																																																																																														
貸 付 額	○修学資金 月額限度額 単位：円 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">学校等種別</th><th colspan="2">学年別</th><th>1 年</th><th>2 年</th><th>3 年</th><th>4 年</th><th>5 年</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">高等修学校校</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>27,000</td><td>27,000</td><td>27,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>34,500</td><td>34,500</td><td>34,500</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>45,000</td><td>45,000</td><td>45,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">高等専門学校</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>31,500</td><td>31,500</td><td>31,500</td><td>67,500</td><td>67,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>33,750</td><td>33,750</td><td>33,750</td><td>76,500</td><td>76,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>48,000</td><td>48,000</td><td>48,000</td><td>79,500</td><td>79,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>90,000</td><td>90,000</td><td></td><td></td></tr></table> ○就学支度資金 限度額 単位：円 <table><tr><td rowspan="4">高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>150,000</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>160,000</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>410,000</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>420,000</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">修業施設に入所</td><td>自宅通所</td><td>90,000</td></tr><tr><td>自宅外通所</td><td>100,000</td></tr></table>							学校等種別			学年別		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年								高等修学校校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000					自宅外通学	34,500	34,500	34,500					私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000					自宅外通学	52,500	52,500	52,500					高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500			私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000			高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学	国公立	自宅通学	150,000	自宅外通学	160,000	私 立	自宅通学	410,000	自宅外通学	420,000	修業施設に入所		自宅通所	90,000	自宅外通所	100,000
学校等種別			学年別		1 年	2 年	3 年				4 年	5 年																																																																																																			
高等修学校校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000																																																																																																										
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500																																																																																																										
	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000																																																																																																										
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500																																																																																																										
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500																																																																																																								
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500																																																																																																								
	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500																																																																																																								
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000																																																																																																								
高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学	国公立	自宅通学	150,000																																																																																																												
		自宅外通学	160,000																																																																																																												
	私 立	自宅通学	410,000																																																																																																												
		自宅外通学	420,000																																																																																																												
修業施設に入所		自宅通所	90,000																																																																																																												
		自宅外通所	100,000																																																																																																												
申請(相談) 時 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。																																																																																																														
貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。																																																																																																														

しん せい て つづき 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 【修学資金】 ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票 ③ 所得を証明する書類 ④ 在学（籍）証明書 ⑤ 学校案内や学費納入通知等必要経費が明らかになるもの 【就学支度資金】 ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票 ③ 所得を証明する書類 ④ 合格通知書 ⑤ 学校案内や払込通知等必要経費が明らかになるもの ▶申請書は、保健所で配布しています。
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。
び こう 備考	同種の資金とは、次の①～③にあげるものです。 ① 高校生等修学支援事業（修学金、修学支度金）貸付（P.48～51、P.72～75） ② 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.45、P.70） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸付（P.52、P.76）

高等学校等入学準備のために

こうこうせいとうしゅうがく し えん じ ぎょう しゅうがくきん

む り し たい よ ま た り し ほ き ゅう

高校生等修学支援事業(修学金)【無利子貸与又は利子補給】

勉学意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与(貸付)又は金融機関からの融資(借入)について利子の補助を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
内 容	京都府が直接生徒に貸与を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給(補助)する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
対 象 者	・高等学校等(下の①～⑤)に進学を希望している生徒 ・親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校	・高等学校等(下の①～④)に進学を希望している生徒の保護者 ・親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1 高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程)
	※「同種の資金」の貸与又は給付を受けられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
貸 与 又 は 融 資 額	国公立 月額18,000円以内(千円単位) 私立 月額30,000円以内(千円単位) ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
予約申請手続 及び 貸付時期	※中学校及び特別支援学校中学部の3年生全員に予約申請の案内リーフレットをお配りします。予約申請を希望される場合は、中学校に「手引き」を請求してください。	
	・次の①～⑤の流れになります。 ①予約申請書、所得に関する証明書等提出(中学3年生の10月～12月中旬)→中学校へ ②府から予約決定通知を交付 ③合格発表の後、予約本申請書提出(中学3年生の2月～3月中旬)→中学校へ ④進学後、府から貸与決定通知を交付 ⑤貸付(4月末～6月末)	・次の①～⑧の流れになります。 ①利用申込(中学3年生の10月～12月中旬)→中学校へ ②特別融資申込資格認定申請(中学3年生の2月～3月) ③府から認定証を交付(進学後の4月下旬～) ④金融機関へ申込(進学後の5月～8月末日) ⑤金融機関が審査後融資決定 ⑥融資(5月上旬～6月中旬) ⑦支払われた1年分の利子の補給を府へ申請(翌年の6月) ⑧府から利子補給(翌年の8月)
	※入学後も新規申請が可能です。(5月中旬まで) → (P.72～73)	

貸与又は 融資時期	府から年2回に分けて口座へ振り込みま す。	<table><tr><td>融資方法</td><td>融資時期</td></tr><tr><td>一括</td><td>入学年度の5月～8月</td></tr><tr><td>分割</td><td>初年度5月～8月 次年度以降 4月～</td></tr></table>	融資方法	融資時期	一括	入学年度の5月～8月	分割	初年度5月～8月 次年度以降 4月～
融資方法	融資時期							
一括	入学年度の5月～8月							
分割	初年度5月～8月 次年度以降 4月～							
連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数）料につきまし ては、自己負担となります。						
返済期間	貸与終了後、20年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後20年以内）	最初の融資があった月又は翌月から最長 7年以内						
問い合わせ先	くわしくは、在学されている中学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075- 574-7518）にお問い合わせください。							
備考	同種の資金とは、次の①～⑨にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金） 貸付 （P.46～47、P.71） ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 （P.64） ③ 高校生給付型奨学金 支給 （P.43～44、P.55～56） ④ 交通遺児奨学金等 支給 （P.59） ⑤ 母子家庭奨学金等 支給 （P.58） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校） 支給 （P.60） ⑦ 看護師等修学資金 貸付 （P.90） ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸付 （P.52、P.76） ⑨ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶中学3年生時の貸付ではありませんので、入学前に資金が必要な場合は、生活福 祉資金貸付金（P.45）について、早期からご相談ください。 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.42) の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）と事前 にご相談ください。							

高等学校等入学準備のために

こうこうせいとうしゅうがく し えん じ ぎょう しゅうがく し たくきん む り したい よまた り し ほきゅう
高校生等修学支援事業(修学支度金)【無利子貸与又は利子補給】

勉学意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与(貸付)又は金融機関からの融資(借入)について利子の補助を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
内 容	京都府が直接生徒に貸与を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給(補助)する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
対 象 者	- 高等学校等(下の①～⑤)に進学を希望している生徒 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校	- 高等学校等(下の①～⑤)に進学を希望している生徒の保護者 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校
	注1:「高校生等修学支援事業(修学金)(P.48～49)」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金のための申請はできません。 注2:「同種の資金」の貸与又は給付を受けられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
貸与又は融資額	入学時1回 国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額	
予約申請手続及び貸付時期	※中学校及び特別支援学校中学部の3年生全員に予約申請の案内リーフレットをお配りします。(いずれも、P.48～49の修学金とあわせて手続きを行います。)	
	- 次の①～④の流れになります。 ①利用希望確認(中学3年生10月～12月中旬) ②貸与申請(中学3年生の2月～3月) ③進学後、府から貸与決定通知を交付 ④貸付(4月末～6月末)	- 次の①～⑧の流れになります。 ①利用希望確認(中学3年生の10月～12月中旬) ②特別融資申込資格認定申請(中学3年生の2月～3月) ③府から認定証を交付(進学後の4月下旬～) ④金融機関へ申込(進学後の5月～7月末日) ⑤金融機関が審査後融資決定 ⑥融資(5月上旬～6月中旬) ⑦支払われた1年分の利子の補給を府へ申請(翌年の6月) ⑧府から利子補給(翌年の8月)

れんたい ほしょうにん 連帯保証人	1 名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数）料につきましては、自己負担となります。
へんさいきかん 返済期間	修学金貸与終了後、7 年以内	融資があった月又は翌月から最長 7 年以内
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている中学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7518）にお問い合わせください。	
びこう 備考	同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金）貸付（P.46～47、P.71） ② 高校生給付型奨学金（入学支度金）支給（P.43～44、P.55～56） ③ 交通遺児奨学金等（入学支度金）支給（P.59） ④ 母子家庭奨学金等（入学支度金）支給（P.58） ⑤ 生活福祉資金貸付金（就学支度費）貸付（P.45、P.70） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校）支給（P.60） ⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶中学3年生時の貸付ではありませんので、入学前に資金が必要な場合は、生活福祉資金貸付金（P.45）について、早期からご相談ください。 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助（高等学校等就学費）」（P.42）の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）と事前にご相談ください。	

第6編

高等学校等入学準備のために

高等専門学校入学準備のために

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい しえんき こうしょうがくきん むりしたいよ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金【無利子貸与】

内 容	経済的理由により修学に困難がある学生の方に対して、奨学金を貸与（貸付）します。 ▶学力・家計等の基準があります。																																
対 象 者	高等専門学校へ進学を希望されている中学3年生で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方〔予約採用〕																																
貸 与 額	○第一種奨学金（無利息） 貸与月額 単位：円 <table><tr><th>学校種別</th><th colspan="2">国・公立</th><th colspan="2">私 立</th><th rowspan="3">※学校種別・通学形態に関わらない</th></tr><tr><th>通学</th><th>自宅</th><th>自宅外</th><th>自宅</th><th>自宅外</th></tr><tr><th>年次</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>1年～3年</td><td>21,000</td><td>22,500</td><td>32,000</td><td>35,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>4年・5年</td><td>45,000</td><td>51,000</td><td>53,000</td><td>60,000</td><td>30,000</td></tr></table> ※1年～3年生は月額10,000円、4年・5年生は月額30,000円の選択もできます。					学校種別	国・公立		私 立		※学校種別・通学形態に関わらない	通学	自宅	自宅外	自宅	自宅外	年次					1年～3年	21,000	22,500	32,000	35,000	10,000	4年・5年	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
学校種別	国・公立		私 立		※学校種別・通学形態に関わらない																												
通学	自宅	自宅外	自宅	自宅外																													
年次																																	
1年～3年	21,000	22,500	32,000	35,000	10,000																												
4年・5年	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000																												
申請時期 及び 支給時期	<table><tr><th></th><th>区 分</th><th>申請時期</th><th>初回振込日</th></tr><tr><td>1</td><td>予約採用 (入学前の申込)</td><td>中学3年生の10月～12月中旬 (在学されている学校に確認してください。)</td><td>5月16日又は6月11日</td></tr><tr><td>2</td><td>在学採用 (入学後の申込)</td><td>入学後の春 (学校によって異なります。)</td><td>6月11日又は7月11日 ※学校によっては、4月21日 又は5月16日の場合もあります。</td></tr></table> ▶原則として毎月振り込まれます。						区 分	申請時期	初回振込日	1	予約採用 (入学前の申込)	中学3年生の10月～12月中旬 (在学されている学校に確認してください。)	5月16日又は6月11日	2	在学採用 (入学後の申込)	入学後の春 (学校によって異なります。)	6月11日又は7月11日 ※学校によっては、4月21日 又は5月16日の場合もあります。																
	区 分	申請時期	初回振込日																														
1	予約採用 (入学前の申込)	中学3年生の10月～12月中旬 (在学されている学校に確認してください。)	5月16日又は6月11日																														
2	在学採用 (入学後の申込)	入学後の春 (学校によって異なります。)	6月11日又は7月11日 ※学校によっては、4月21日 又は5月16日の場合もあります。																														
申請 手 続	[予約採用] 申請書に必要事項を記入し、必要書類（収入を証明するもの等）を添付の上、在学されている中学校に提出してください。 ▶申請書は、中学校を通じて独立行政法人日本学生支援機構に請求してください。 [在学採用] インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。必要書類（収入を証明するもの等）を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込み入力をしてください。																																
連帯保証人等	「人的保証」又は「機関保証」のいずれかを選択してください。 ①人的保証を選択・・・連帯保証人と保証人各1名必要 ②機関保証を選択・・・保証料を支払うことで連帯保証人や保証人が不要 保証料は毎月の奨学金から差し引かれます。																																
返 還 期 間	貸与総額により決定（20年以内） 貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目から返還が始まります。 所得連動返還方式（2017年度進学者から） （返還者の収入に応じた返還額で返還します。）																																
問 い 合 せ 先	【予約採用】 在学されている中学校 【在学採用】 在学されている高等専門学校																																
備 考	▶日本学生支援機構ホームページ〈奨学金の制度（貸与型）〉 URL: http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html																																

第7編 こうこうせいとう 高校生等のために

第7編

高校生等のために

高校生等のために

せい かつ ほ ご ほう

せいぎょう ふ じょ こうとうがっこうとうしゅうがく ひ

し きゅう

生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」【支給】

内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、高等学校等に就学されるために必要な費用(学用品・教材の購入費、交通費等)を支給します。																														
対 象 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで高等学校等に就学される方 ※高等学校等 ① 高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 中等教育学校の後期課程 ③ 高等専門学校 ④ 特別支援学校高等部（別科を除く。） ⑤ 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校（修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む就業時間がおおむね800時間以上の教育課程の場合）																														
支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">内 容</th><th>基準額</th></tr><tr><td>基本額</td><td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴の購入費</td><td>【その他】校外活動費、通学用品等の購入費</td><td>月額5,450円</td></tr><tr><td>学級費</td><td colspan="2">学級費、生徒会費、PTA会費等</td><td>月額1,670円以内</td></tr><tr><td>教材代</td><td colspan="2">正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>授業料</td><td colspan="2">授業料</td><td>下記※1、※2参照</td></tr><tr><td>通学交通費</td><td colspan="2">通学に必要な最小限の額</td><td>実費支給</td></tr><tr><td>学習支援費</td><td colspan="2">学習参考書（教材費に含まれるものを除く。）の購入費、課外クラブ活動費等</td><td>月額5,150円</td></tr></table> ※1 公立高等学校、私立高等学校、高等専門学校(1～3年生)等の授業料については、公立高校就学支援金及び高等学校等就学支援金により給付対象外 ※2 高等専門学校(4・5年生)等の授業料については、授業料減免措置等を適用した後の実際の支払額が給付対象(上限あり。) ※3 修学旅行費、修学旅行の準備に係る費用は支給されません。			区 分	内 容		基準額	基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴の購入費	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,450円	学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,670円以内	教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費		実費支給	授業料	授業料		下記※1、※2参照	通学交通費	通学に必要な最小限の額		実費支給	学習支援費	学習参考書（教材費に含まれるものを除く。）の購入費、課外クラブ活動費等		月額5,150円
区 分	内 容		基準額																												
基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴の購入費	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,450円																												
学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,670円以内																												
教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費		実費支給																												
授業料	授業料		下記※1、※2参照																												
通学交通費	通学に必要な最小限の額		実費支給																												
学習支援費	学習参考書（教材費に含まれるものを除く。）の購入費、課外クラブ活動費等		月額5,150円																												
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)にお問い合わせください。																														
備 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費(P.60)の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																														

こうこうせいきゅう ふ がたしょうがくきん しきゅう
高校生給付型奨学金【支給】

ない内

よう容

たいしょうしゃ
対象者

生活保護を受給されている世帯又は市町村民税が非課税世帯のお子さんが、高等学校等へ進学される場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。

京都府内(京都市を除く。)に居住し、次のいずれかに該当される方

1生活保護を受給されている世帯のお子さんで、私立高等学校(通信制除く。)又は外国人学校(※1)に修学される方

2市町村民税が非課税の世帯のお子さんで、国・公立・私立高等学校(特別支援学校高等部含む。)、高等専門学校又は外国人学校に修学され、次の①～⑥に該当される方

①母子世帯 ②父子世帯 ③児童世帯 ④障害者世帯 ⑤長期療養者世帯

⑥知事が特別に認めた①～⑤に準ずる世帯

注：①～③については、世帯員の年齢要件があります。④については、障害の程度要件があります。

▶ 専修学校の高等課程に修学される方は、対象外となります。

▶ 「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、支給額を減額することがあります。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。

しきゅうがく
支給額

単位：円

世帯区分	名 称	種 別		支給額		備 考
				年 額	月 額	
生活保護世帯	入 学 支度金	私立高校 (府内・府外)	全日制	110,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)
			定時制	69,000	—	
	奨学金	私立高校(府内)	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			
		私立高校(府外)	全日制	228,000	19,000	国支援金との併給調整 を行います。※3
		外国人学校 ※1	全日制	228,000	19,000	
市町村 民税非 課税世 帯	入 学 支度金	国公立高校 (府内・府外)	全日制	63,000	—	特別支援学校高等部専 攻科を除きます。
			定時制			
		私立高校 (府内・府外)	全日制	178,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)
			定時制	137,000	—	
		通 信 制		45,000	—	
	奨学金	国公立 特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校(4, 5年のみ)	全日制	192,000	16,000	
			定時制	168,000	14,000	
		私立高校(府内)	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			
		私立高校(府外)	全日制	396,000	33,000	国支援金との併給調整 を行います。※3
			定時制	288,000	24,000	
		外国人学校 ※1	全日制	396,000	33,000	
	支援金 (学用品 費等)	国公立高等学校 (府内・府外) 私立高校(府内・府外)	全日制	1学年につき 60,000	—	・ 特別支援学校の高等部、 高等専門学校の4, 5学 年を除きます。 ・ 奨学のための給付金との 併給調整を行います。 ※4
			定時制 通信制			

※1 学校法人が設置した、専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程

※2 京都府内の私立高校については、国の制度「高等学校等就学支援金」と京都府の制度「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」により、実質授業料が無償化となることから、本奨学金は支給されません。

※3 京都府外の私立高校に修学される方の奨学金については、表の金額と国の制度「高等学校等就学支援金」及び兵庫県・奈良県の私立高校に通われている方への学費軽減(補助金)との差額を支給します。

※4 表の金額と「奨学のための給付金」(P.57)との差額を支給します。

しんせいじき 申請時期	【生活保護世帯】 第1次申請：2月 以降は随時(入学支度金は4月末まで) 【市町村民税非課税世帯】 第1次申請：2月 第2次申請：6月(7月3日受付期限) 以降は随時(入学支度金は7月3日まで)																							
しきゅうじき 支給時期	<table><tr><td>入学支度金</td><td colspan="3">【生活保護世帯】 4月 【市町村民税非課税世帯】 4月(1次)、7月(2次)</td></tr><tr><td rowspan="4">奨学金</td><td></td><td>生活保護世帯</td><td>市町村民税非課税世帯</td></tr><tr><td>第1期分(4月～7月まで)</td><td>4月</td><td>4月(1次)、7月(2次)</td></tr><tr><td>第2期分(8月～11月まで)</td><td>8月</td><td>8月</td></tr><tr><td>第3期分(12月～3月まで)</td><td>12月</td><td>12月</td></tr><tr><td>支援金 (学用品費等)</td><td colspan="3">【市町村民税非課税世帯】 11月(予定)</td></tr></table>			入学支度金	【生活保護世帯】 4月 【市町村民税非課税世帯】 4月(1次)、7月(2次)			奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	第1期分(4月～7月まで)	4月	4月(1次)、7月(2次)	第2期分(8月～11月まで)	8月	8月	第3期分(12月～3月まで)	12月	12月	支援金 (学用品費等)	【市町村民税非課税世帯】 11月(予定)		
入学支度金	【生活保護世帯】 4月 【市町村民税非課税世帯】 4月(1次)、7月(2次)																							
奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯																					
	第1期分(4月～7月まで)	4月	4月(1次)、7月(2次)																					
	第2期分(8月～11月まで)	8月	8月																					
	第3期分(12月～3月まで)	12月	12月																					
支援金 (学用品費等)	【市町村民税非課税世帯】 11月(予定)																							
しんせいてつづき 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 【生活保護世帯】 ① 在学証明書 ② 生活保護世帯であることを証明するもの(受給証明書等) ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ 【市町村民税非課税世帯】 ① 在学証明書 ② 市町村民税が非課税であることを証明するもの(市町村民税非課税証明書) ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ ④ 支援金活用計画書 ▶ 身体障害者世帯の方・・・身体障害者手帳の写し又は年金手帳の写し ▶ 長期療養者世帯の方のみ・・・医師の診断書																							
とあわせき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所(P.2)にお問い合わせください。																							
びこう 備考	▶ 毎年度申請が必要です。 ▶ 同種の資金とは、次の①～⑤にあげるものです。 ① 高校生等修学支援事業(修学金、修学支度金) 貸付 (P.48～51、P.72～75) ② 奨学のための給付金 支給 (P.57) ③ 母子家庭奨学金等 支給 (P.58) ④ 交通遺児奨学金等 支給 (P.59) ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 (P.64)																							

高校生等のために

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)【支給】

ない 内 容	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対し、「奨学のための給付金」を支給し支援を行います。＜国公立高校等＞
たい 対 象 者	次の①～③のいずれにも該当する生徒の保護者 ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給）の生徒及び市町村民税所得割非課税世帯の生徒 ② 保護者（親権者等）が京都府内に在住していること ③ 就学支援金支給対象である国公立学校（高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）等に在学している方（京都府外にある国公立学校を含む。） ※「同種の資金」の貸付又は給付を受給している場合は、同種の資金の貸与額や支給額を減額されることがあります。同種の資金については、備考欄をご覧ください。
し 支 給 額	① 生活保護受給世帯（生業扶助受給） 国公立 年額32,300円 私立 年額52,600円 ② 市町村民税所得割非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で高校生がいる世帯（③の場合を除く。） 国公立 全日制・定時制：年額75,800円、通信制：年額36,500円 私立 全日制・定時制：年額84,000円、通信制：年額38,100円 ③ 市町村民税所得割非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で扶養されている2人目以降の高校生がいる世帯又は扶養されている高校生以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 国公立 全日制・定時制：年額129,700円、通信制：年額36,500円 私立 全日制・定時制：年額138,000円、通信制：年額38,100円
しん 申 請 時 期	平成29年7月頃（平成29年7月1日が基準日となります。）
し 支 給 時 期	平成29年10月下旬
しん 申 請 手 続	在学されている高等学校等から案内がありますので、申請書類に生活保護受給世帯（生業扶助受給）・市町村民税所得割非課税世帯を証明する書類を添付して提出してください。他府県の学校へ進学されている場合は、下記までご連絡ください。
と 問 い 合 せ 先	・国公立 在学されている高等学校等又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7539） ・私立 在学されている高等学校等又は京都府文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）
び 備 考	▶毎年度申請が必要です。 ▶同種の資金のうち、貸与額又は支給額が減額されることがあるものは次の①～⑤です。 ① 高校生等修学支援事業（修学金）貸付（P.48～49、P.72～73） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.43～44、P.55～56） ③ 母子家庭奨学金等 支給（P.58） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.59） ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.64）

母子家庭奨学金等【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																					
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、高校生（特別支援学校高等部、専修学校の高等課程含む。）を扶養されている方 ※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことや支給額を減額されることがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。																					
し 支 給 額	1 奨学金 子ども1人につき 年額 64,000円 （6月以降に申請があった時又は年度途中に支給対象者となられた場合は、月割支給となります。） 2 高等学校入学支度金 子ども1人につき 35,000円（入学時のみ1回限り） （申請年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）																					
しん 申 請 時 期	1 奨学金 4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） 2 高等学校入学支度金 5月末日まで																					
し 支 給 時 期	1 奨学金 <table><tr><td>対象者区分</td><td>申請月</td><td>支給対象期間 （申請年度）</td><td>支給月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末※</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr></table> ※他の給付金との減額調整があるため、10月以降の支給となる可能性があります。 2 高等学校入学支度金 8月末				対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末※	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																			
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末※																			
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																			
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																			
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																			
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～②の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ① ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明 ② 在学証明（学校長の証明） ▶申請書は、保健所、各市町村（京都市を除く。）で配布しています。																					
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。																					
び 備 考	▶毎年度申請が必要です。（高等学校入学支度金は、入学時に限ります。） ▶同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～④です。 ① 高校生等修学支援事業（修学金・修学支度金） 貸付 （P.48～51、P.72～75） ② 高校生給付型奨学金 支給 （P.43～44、P.55～56） ③ 交通遺児奨学金等 支給 （P.59） ④ 技能修得資金 支給 （P.86） 同種の資金のうち、支給額が減額されるものは次の⑤です。 ⑤ 奨学のための給付金 支給 （P.57）																					

高校生等のために

こうつう い じ しょうがくきんと う し きゅう
交通遺児奨学金等【支給】

ない 内 容	交通事故により親等を失った高校生（特別支援学校高等部・専修学校の高等課程含む。）に、奨学金を支給します。																				
たい 対 象 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った高校生（特別支援学校高等部・専修学校高等課程を含む。） ※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことや支給額を減額されることがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。																				
し 支 給 額	1 奨学金 子ども1人につき 年額 64,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。） 2 高等学校入学支度金 子ども1人につき 35,000円・・・高校1年生対象 （申請年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）																				
しん 申 請 時 期	1 奨学金 4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） 2 高等学校入学支度金 4月～5月末日まで																				
し 支 給 時 期	1 奨学金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 (申請年度)</th><th>支給月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>11月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>申請月の翌月</td></tr> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>11月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>申請月の翌月</td></tr> </tbody> </table> 2 高等学校入学支度金 8月末			対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	11月末	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	11月末	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月
対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月																		
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	11月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月																		
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	11月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	申請月の翌月																		
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。																				
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。																				
び 備 考	▶毎年度申請が必要です。 ▶同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～③です。 ① 高校生等修学支援事業（修学金・修学支度金）貸付（P.48～51、P.72～75） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.43～44、P.55～56） ③ 母子家庭奨学金等 支給（P.58） 同種の資金のうち、支給額が減額されるものは次の④です。 ④ 奨学のための給付金 支給（P.57）																				

特別支援学校(高等部)生徒のために

就学奨励費(特別支援学校)【支給】

ない 内 容	特別支援学校で学ぶために必要な経費について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対 象 者	京都府立特別支援学校高等部に在学されている生徒				
し 支 給 額	○対象となる経費及び補助限度額				
区 分 ※1			I	Ⅱ	Ⅲ
教科用図書購入費			実費	実費	実費
学校給食費			実費	実費の1/2	－
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費 ※2	実費 ※2	実費 ※2
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費 ※2	実費 ※2	実費 ※2
	職場実習費		実費	実費	実費1/2
	交流及び共同学習費 （専攻科除く。）		実費	実費	実費1/2
寄宿舎居住に伴う 経費		寝具購入費 （専攻科除く。）	5,400円	2,700円	－
		日用品等購入費	138,980円	69,490円	－
		食費	139,750円	69,875円	－
修 学 旅 行 費	修学旅行費 （専攻科除く。）	本人経費	105,850円	52,925円	－
		付添人経費	152,930円 ※2	76,465円 ※2	－
	校外活動費 （専攻科除く。）	本人経費	24,370円	12,185円	－
		付添人経費	36,550円 ※2	18,275円 ※2	－
職場実習宿泊費			7,380円	3,690円	－
学用品等購入費（専攻科除く。）			31,690円 ICT機器等購入した場合 50,000円加算	15,845円 ICT機器等購入した場合 50,000円加算	ICT機器等購入した場合 50,000円加算
音声教材費 1教科あたりの単価により算定した額 （専攻科除く。）			1教科あたり限度 18,820円	Iの1/2	－
新入学生徒学用品費等（専攻科除く。）			23,550円	11,775円	－
※1 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。 ※2 通学費付添人経費、帰省費付添人経費、修学旅行費付添人経費、校外活動等参加費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の生徒の付添人となります。					
しん 申 請 時 期 お よ び し 支 給 時 期	学校によって異なります。				
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。				
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5835）にお問い合わせください。				
び 備 考	毎年度申請が必要です。※金額については、H29年度見込みです。				

高校生等のために

こうとうがっこうせい と つうがく ひ ほ じょ きん し きゅう
高等学校生徒通学費補助金【支給】

内 容	多額の通学費を負担されている高校生の保護者の方に、通学費の一部を補助します。																																										
対 象 者	府内の公立又は私立高等学校に在学する生徒の保護者の方で、京都府内に居住し、次の①～③いずれにも該当される方 ① 生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給されていない方 ② 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2（公立高校に在学する生徒の保護者の方は【公立高校】、私立高校に在学する生徒の保護者の方は【私立高校】）の所得基準額以下の方 別表1 <table><tr><th>世帯人員</th><th>所得基準額</th></tr><tr><td>3人以下</td><td>6,749,000円</td></tr><tr><td>4人</td><td>6,962,000円</td></tr><tr><td>5人</td><td>7,175,000円</td></tr><tr><td>6人</td><td>7,388,000円</td></tr><tr><td>7人以上</td><td>7,388,000円+ 213,000円／1人増</td></tr></table> 別表2 【公立高校】 <table><tr><th>世帯人員</th><th>所得基準額</th></tr><tr><td>1人</td><td>1,460,000円</td></tr><tr><td>2人</td><td>2,060,000円</td></tr><tr><td>3人</td><td>2,760,000円</td></tr><tr><td>4人</td><td>3,230,000円</td></tr><tr><td>5人</td><td>3,590,000円</td></tr><tr><td>6人</td><td>4,060,000円</td></tr><tr><td>7人以上</td><td>4,060,000円+ 470,000円／1人増</td></tr></table> ▶ 上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額となります。 1 母子・父子世帯 280,000円 2 障害者1人につき 320,000円 3 長期療養者で療養のために経済的に特別な支出をされている場合、その金額 【私立高校】 <table><tr><th>世帯人員</th><th>所得基準額</th></tr><tr><td>2人以下</td><td>3,001,000円</td></tr><tr><td>3人</td><td>3,347,000円</td></tr><tr><td>4人</td><td>3,571,000円</td></tr><tr><td>5人</td><td>3,785,000円</td></tr><tr><td>6人</td><td>3,969,000円</td></tr><tr><td>7人以上</td><td>3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額</td></tr></table> ③ 1ヶ月の通学費負担が次の金額を超えている場合 ▶ 上記「別表1」に該当・・・22,100円 ▶ 上記「別表2」に該当・・・17,000円 ※ 専修学校の高等課程に在学されている方は支給対象外となります。	世帯人員	所得基準額	3人以下	6,749,000円	4人	6,962,000円	5人	7,175,000円	6人	7,388,000円	7人以上	7,388,000円+ 213,000円／1人増	世帯人員	所得基準額	1人	1,460,000円	2人	2,060,000円	3人	2,760,000円	4人	3,230,000円	5人	3,590,000円	6人	4,060,000円	7人以上	4,060,000円+ 470,000円／1人増	世帯人員	所得基準額	2人以下	3,001,000円	3人	3,347,000円	4人	3,571,000円	5人	3,785,000円	6人	3,969,000円	7人以上	3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額
世帯人員	所得基準額																																										
3人以下	6,749,000円																																										
4人	6,962,000円																																										
5人	7,175,000円																																										
6人	7,388,000円																																										
7人以上	7,388,000円+ 213,000円／1人増																																										
世帯人員	所得基準額																																										
1人	1,460,000円																																										
2人	2,060,000円																																										
3人	2,760,000円																																										
4人	3,230,000円																																										
5人	3,590,000円																																										
6人	4,060,000円																																										
7人以上	4,060,000円+ 470,000円／1人増																																										
世帯人員	所得基準額																																										
2人以下	3,001,000円																																										
3人	3,347,000円																																										
4人	3,571,000円																																										
5人	3,785,000円																																										
6人	3,969,000円																																										
7人以上	3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額																																										
支 給 額	(1年間の定期券等購入額－(22,100円又は17,000円)×定期券等購入月数)×1/2 例) 1年間の定期券等購入額 220,000円 「別表2」に該当の場合 (220,000円－(17,000円×11ヶ月))×1/2＝16,500円 1年間で16,000円の補助となります。(千円未満切り捨て)																																										
申 請 時 期	原則6～7月（8月以降に引越等で支給対象となられた場合は随時受け付けます。）																																										
支 給 時 期	4月～9月分、10月～3月分と年2回支給します。 支給時期については、事務手続きの時期により異なります。																																										

しんせい てつぎ 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、在学されている学校に提出してください。 ① 所得に関する証明書 ② 券面（金額が表示されている面）のコピー 定期券の購入による申請・・・定期券の券面コピー 回数券の購入による申請・・・回数券の券面コピーと領収書 ※ どちらも平成29年4月1日以降に購入されたものが対象になります。 ▶申請書は、学校で配布します。
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
びこう 備考	〈府庁担当課〉 公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7516） 私立高校：京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4517）

第7編

高校生等のために

定時制・通信制の高校生のために

ていじせい か ていきょう か しょ およ づうしんせい か ていきょう か しょ がくしゅうしょ ほ じょ きん
定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金

ない 内 容	京都府立高校の定時制課程又は通信制課程に在学している生徒が購入する教科書等について補助金を支給します。
たい 対 象 者	京都府立高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学している方で、次の①、②いずれにも該当する方（※「奨学のための給付金」受給者を除きます。） ① 有職生徒で補助を希望される方 ② 有職生徒以外の方のうち、求職中又は病気等により職に就けない方で補助を希望される方 ※ 有職生徒とは、定職に就いている方（自営業の従事含む。）又は1年間に90日以上パートやアルバイトに就いておられる方をいいます。
しん 申 請 時 期	4月下旬～5月末日（以降、対象となった場合は、別途）
し 支 給 時 期	7月又は12月
しん 申 請 手 続	教科書等を取扱書店から現金で購入し、後日、補助金交付申請書類等を学校に提出 認定要件に応じた下記の証明書等の添付が必要です。 ・有職者の方・・・在職証明等 ・有職者以外の方・・・診断書、ハローワークカード（写）等 ▶申請書は、学校から配布されます。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
び 備 考	〈府庁担当課〉 京都府教育庁指導部高校教育課 （TEL075-574-7516）

定時制・通信制の高校生のために

ていじせい かていおよ つうしんせい かていしゅうがくしょうれいきん むりしたいよ
定時制課程及び通信制課程修学奨励金【無利子貸与】

ない 内 容	定時制課程・通信制課程に在学している生徒の修学を促進するために、奨励金を貸与（貸付）します。 高等学校を卒業された場合は、貸付金の返還が免除となります。													
たい 対 象 者	京都府内の公立・私立高等学校の定時制課程・通信制課程に在学している方又は京都府内に居住し、他府県の広域通信制課程に在学している方で、次の①～③のいずれにも該当する方 ① 経済的理由により著しく修学が困難な方 ② 経済的収入（生活をするための収入）を得る職業に就いている方 ③ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を貸与されていない方													
かし 貸 付 額	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">課程</th><th>定時制</th><th>通信制</th></tr> <tr> <th rowspan="2">学年(次)</th><th>公立</th><td>月額 14,000円</td><td>月額 14,000円</td></tr> <tr> <th>私立</th><td>月額 29,000円</td><td>月額 14,000円</td></tr> </table>			課程		定時制	通信制	学年(次)	公立	月額 14,000円	月額 14,000円	私立	月額 29,000円	月額 14,000円
課程		定時制	通信制											
学年(次)	公立	月額 14,000円	月額 14,000円											
	私立	月額 29,000円	月額 14,000円											
しん 申 請 時 期	原則4月～6月													
かし 貸 付 時 期	年3回（原則7月、11月、3月）													
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、学校に提出してください。 ① 所得に関する証明書 ② 在職証明書等 ▶申請書は、学校から配布されます。													
れん 連 帯 保 証 人	2名													
へん 返 済 時 期	貸付を終了した月の翌月から6ヶ月経過後、一括返済又は貸付期間に相当する期間内（ただし、在学中は返還が猶予されます。） ※ 卒業をされた場合は、返還が免除となります。													
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。													
び 備 考	▶奨学のための給付金(P.57)を受給される場合は、貸付額を調整します。 〈府庁担当課〉公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7516） 私立高校：京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4517）													

公立高校生のために

こうりつこうこうしゅうがく し えんきん がっこう し きゅう
公立高校就学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	府内の公立高校等に在学されている生徒の授業料への支援として、所得制限の基準額未満の世帯の生徒に対し「就学支援金」を支給します。（学校設置者・学校において、授業料に充てるため、 生徒・保護者への直接支給ではありません。 ）
たい 対	しょう 象	しゃ 者 平成26年4月以降の入学生が対象です。 保護者の市町村民税所得割額の合計が、所得基準額（30万4,200円）未満の場合、受給資格認定申請を行い、認定された場合、就学支援金の交付が受けられます。 （授業料に充当されることで、実質無償化となります。） ※基準額を超過する世帯は、授業料を納入いただくことになります。
し 支	きゅう 給	がく 額 就学支援金・・・授業料と同額等となり、個人負担は生じません。 例 府立高校 全日制 月額9,900円（全日制は36月） 定時制 月額1,250円（16単位以上の場合）（定時制は48月） 通信制 月額175円（1単位当たり）（通信制は48月）
しん 申	せい 請	じ 時 期 受給資格認定申請・・・入学時の4月頃（入学した高校等へ提出） 収入状況届・・・毎年度7月頃（再度、市町村民税所得割額の確認が必要）
し 支	きゅう 給	じ 時 期 国からの交付に応じて、授業料に充当します。（ 生徒・保護者への支給ではありません。 ）
しん 申	せい 請	て 手 続 学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、添付書類とともに学校へ提出してください。 受給資格認定申請・・・入学した高校に、「受給資格認定申請書」「市町村民税所得割額がわかる書類（親権者合算、前々年の所得に基づくもの）」を提出 収入状況届の提出・・・「収入状況届」「市町村民税所得割額がわかる書類（親権者合算、前年の所得に基づくもの）」を提出
と 問	あわ い	さき 合 先 くわしくは、在学されている学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7516）にお問い合わせください。（京都市立高校は、京都市教育委員会調査課（TEL075-222-3817））
び 備	こう 考	▶毎年度、申請等が必要です。 ▶所得制限の基準額を超過している場合で、就学支援金の対象とならないが、保護者の失職、倒産などにより家計急変しており、授業料の納入が困難な場合は、別途授業料の減免措置の申請制度がありますので、在学されている学校にご相談ください。 ▶中途退学された方が、就学支援金の支給期間全日制36月（定時制・通信制48月）を超えて在学される場合で、所得基準額未満と認められる場合、最大24月まで就学支援金相当額の支援（学び直し支援金）を受けられる制度があります。在学されている学校にご相談ください。 ▶平成25年度末公立高校等在校生は、引き続き授業料不徴収制度の対象となります。

私立高校生・高等専門学校生等のために

こうとうがっこうとうしゅうがく し えんきん がっこう し きゅう
高等学校等就学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	私立高校等に在学されている生徒さんの授業料に対して、一定額を支給します。	
たい 対	しょう 象	者 私立高等学校等（京都府外も含む。）に在学されている方 ※私立高等学校 ① 私立高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 私立中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校） ③ 私立特別支援学校の高等部 ④ 高等専門学校（1 学年～3 学年） ⑤ 専修学校の高等課程 ※ 高等学校を既に卒業された方、専攻科・別科の生徒及び科目履修生、聴講生は支給対象となりません。	
し 支	きゅう 給	がく 額 ▶親権者の市町村民税所得割額が 合わせて100円未満 → 2.5 倍加算 年額 297,000円 ▶親権者の市町村民税所得割額が 合わせて51,300円未満 → 2 倍加算 年額 237,600円 ▶親権者の市町村民税所得割額が 合わせて154,500円未満 → 1.5 倍加算 年額 178,200円 ▶親権者の市町村民税所得割額が 合わせて304,200円未満 → 年額 118,800円	
しん 申	せい 請	じ 時 期 及び し 支 給 時 期	学校によって異なります。 1 年生は4 月と6 月、2・3 年生は6 月に手続きを行う必要があります。
しん 申	せい 請	て 手 続	学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 市町村民税所得割額（保護者合算）がわかる書類が必要です。
と 問	あ い あ わ せ 先	さ き	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 備	こう 考		毎年度手続きが必要です。

私立高校生のために

し りつこうとうがっこう しゅうがく し えん し ぎょう じゅぎょうりょうげんめん がく ひ けいげん
私立高等学校あんしん修学支援事業【授業料減免・学費軽減】

ない 内	よう 容	府内の私立高校に在籍されている生徒さんの授業料の減免又は学費軽減を行います。 ※ 府が対象となる生徒さんに直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免（減額や免除）を受けていただくものです。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生徒の保護者が京都府内（京都市含む。）に居住し、京都府内の私立高等学校に在籍されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方及び本校が他府県にある通信制高校は対象外となります。	
し 支	きゅう 給	がく 額	▶ 生活保護世帯 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.66）と府補助制度を活用した各校の授業料減免により、929,000円を上限に助成 ▶ 年収500万円未満程度の世帯 注1 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.66）と府補助制度を活用した各校の授業料減免により、650,000円を上限に助成 ▶ 年収500万円～年収590万円未満程度の世帯 注1 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.66）と府学費軽減制度（年50,000円（通信制17,000円））により、最大で228,200円を助成 ▶ 年収590万円～年収910万円未満程度の世帯 注1 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.66）と府学費軽減制度（年50,000円（通信制17,000円））により、最大で168,800円を助成 ○ なお、失業・倒産により家計が急変し、一定所得基準未満となった場合についても、各私立高校で授業料減免等が適用できる場合があります。詳細は、各私立高校におたずねください。	
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	授業料減免については6月頃、学費軽減については7～9月頃 具体的な時期については、高校によって異なります。高校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続	申請書に必要事項を記入し、課税証明書等高校が指定する添付書類とともに在学されている高校に提出してください。 ▶申請書は、高校から配布されます。
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、在学されている高校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516・4517）にお問い合わせください。
び 備	こう 考	注1 支給額欄に記載の年収は、モデル世帯（父、母、子2名）における目安です。制度の判断基準は、当該年の市町村民税所得割額（保護者合算）となります。		

私立高校生のために

兵庫県・奈良県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減

ない 内 容	兵庫県・奈良県の私立高校に在籍されている生徒さんの授業料の学費軽減を行います。 ※府が対象となる生徒さんに直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免を受けていただくものです。																												
たい 対 象 者	京都府内（京都市含む。）に居住し、当該年の10月1日現在、兵庫県・奈良県の私立高等学校（通信制を除く。）に在籍されている方で、国の就学支援金が支給されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方は対象外となります。																												
し 支 給 額	<table><tr><th rowspan="2">学校所在地</th><th rowspan="2">保護者の所得目安 ※ 1</th><th colspan="2">補助金額(生徒 1 人あたり年額) ※ 2</th></tr><tr><th>1 ・ 2 年生</th><th>3 年生</th></tr><tr><td rowspan="4">兵庫県</td><td>生活保護世帯</td><td>41,000円</td><td>41,000円</td></tr><tr><td>年収250万円未満程度</td><td>41,000円</td><td>41,000円</td></tr><tr><td>年収350万円未満程度</td><td>41,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>年収590万円未満程度</td><td>10,500円</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">奈良県</td><td>年収350万円未満程度</td><td colspan="2">27,000円</td></tr><tr><td>年収560万円未満程度</td><td colspan="2">20,000円</td></tr></table> ※ 1 上記の年収は、モデル世帯における目安で、制度の判断基準は、当該年の市町村民税所得割額（保護者合算）から計算することになります。 基準額については、在籍されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課にお問い合わせください。 ※2 就学支援金（国制度）を控除した後の納付すべき授業料の年額が、上記補助金額を下回る場合は、納付すべき授業料の額を限度とします。			学校所在地	保護者の所得目安 ※ 1	補助金額(生徒 1 人あたり年額) ※ 2		1 ・ 2 年生	3 年生	兵庫県	生活保護世帯	41,000円	41,000円	年収250万円未満程度	41,000円	41,000円	年収350万円未満程度	41,000円	20,000円	年収590万円未満程度	10,500円	－	奈良県	年収350万円未満程度	27,000円		年収560万円未満程度	20,000円	
学校所在地	保護者の所得目安 ※ 1	補助金額(生徒 1 人あたり年額) ※ 2																											
		1 ・ 2 年生	3 年生																										
兵庫県	生活保護世帯	41,000円	41,000円																										
	年収250万円未満程度	41,000円	41,000円																										
	年収350万円未満程度	41,000円	20,000円																										
	年収590万円未満程度	10,500円	－																										
奈良県	年収350万円未満程度	27,000円																											
	年収560万円未満程度	20,000円																											
しん 申 請 時 期 及 び し 支 給 時 期	具体的な時期については、学校によって異なります。学校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。																												
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、収入（所得）を証明する書類等を添付して在籍されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。																												
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在籍されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4517）にお問い合わせください。																												
び 備 考	高校生給付型奨学金（P.43 ～ 44、P.55 ～ 56）を利用されておられる方については、本制度の利用により、高校生給付型奨学金が併給調整（減額）されることがありますので、ご注意ください。																												

私立高等専修学校生のために

し りつこうとうせんしゅうがっこうせい と しょうがく ほ じょ きん げんめん ほ じょ
私立高等専修学校生徒奨学補助金【減免(補助)】

ない 内	よう 容	私立高等専修学校(専修学校の高等課程)に通う生徒さんの学費の一部を補助します。
たい 対	しょう 象	しゃ 者
		次の①、②いずれにも該当される方 ① 京都府内の私立高等専修学校(修業年限が3年以上の高等課程)に当該年度の10月1日現在在籍されている方 ② 学費を負担されている方が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯の年収が900万円までの方 ※ ▶ 転職・失業等により、その年(1月1日～12月31日)の所得額が別に定める所得基準以下になる見込みになる場合も含まれます。 ※府が対象となる生徒に直接補助金を支給するのではなく、授業料等の学費について軽減措置を行った学校に対して交付するものです。
し 支	きゅう 給	がく 額
		1人あたりの年額 18,000円
しん 申	せい 請	じ 時
		き 期
		9月～10月頃
し 支	きゅう 給	じ 時
		き 期
		12月～翌年1月頃
しん 申	せい 請	て 手
		づき 続
		申請書に必要事項を記入し、所得を証明する書類を添付して、学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。
と 問	あわ い	さき 合
		せ 先
		くわしくは、在学されている高等専修学校又は京都府庁文化スポーツ文教課(TEL 075-414-4518)にお問い合わせください。
び 備	こう 考	
		※ 上記の年収は、モデル世帯(父、母、子2名)における目安で、制度の判断基準は、当該年の市町村民税所得割額(保護者合算)となります。

生活福祉資金貸付金「教育支援資金(教育支援費)」【無利子貸付】

ない 内 容 (資金の種類)	教育支援費：低所得世帯のお子さんが、他の「公的な教育支援貸与(貸付)制度※」 の貸付を、何らかの理由により受けられない場合にお貸しします。 ※ 「公的な教育支援貸与(貸付)制度」とは、次の①、②、③の制度です。 ① 高校生等修学支援事業の修学金(P.48 ～ 49、P.72 ～ 73) ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)(P.46、P71) ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金(P.52、P.76)																															
たい 対 象 者	低所得世帯(生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯)のお子さんで、高等学校(特 別支援学校高等部含む。)、中等教育学校後期課程(中高一貫校の高校)、専修学校(高 等課程)、又は高等専門学校に就学される方																															
かし 付 金 額	◆6ヶ月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">学校種別等</th><th colspan="2">貸付限度額(月額)</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td rowspan="2">高等学校等</td><td>国公立</td><td>1年～3年</td><td>18,000</td><td>23,000</td></tr><tr><td>私 立</td><td>1年～3年</td><td>30,000</td><td>35,000</td></tr><tr><td rowspan="4">高等専門学校</td><td rowspan="2">国公立</td><td>1年～3年</td><td>21,000</td><td>22,500</td></tr><tr><td>4年～5年</td><td>44,000</td><td>50,000</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>1年～3年</td><td>32,000</td><td>35,000</td></tr><tr><td>4年～5年</td><td>52,000</td><td>59,000</td></tr></table> 特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に特別分として貸付が できます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会 福祉協議会(P.5)の貸付相談窓口にご相談ください。	学校種別等			貸付限度額(月額)		自宅通学	自宅外通学	高等学校等	国公立	1年～3年	18,000	23,000	私 立	1年～3年	30,000	35,000	高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000	22,500	4年～5年	44,000	50,000	私 立	1年～3年	32,000	35,000	4年～5年	52,000	59,000
学校種別等					貸付限度額(月額)																											
			自宅通学	自宅外通学																												
高等学校等	国公立	1年～3年	18,000	23,000																												
	私 立	1年～3年	30,000	35,000																												
高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000	22,500																												
		4年～5年	44,000	50,000																												
	私 立	1年～3年	32,000	35,000																												
		4年～5年	52,000	59,000																												
しん 請(相談) 時 期	お住まいの地域の社会福祉協議会(P.5)にご相談ください。																															
へん 返 済 期 間	卒業後3ヶ月以内の措置期間後、貸付期間の3倍以内 特別分の貸付を受けた場合は、卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の4倍以 内(ただし最長は20年とする。)																															
と 問い合せ先	くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会(P.5)にお問い合わせください。																															
び 備 考																																

高校生等のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」【無利子貸付】

ない 内	よう 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、高等学校等に修学される場合に必要 な 費用（授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。																																																																								
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に修学しているお子さんを扶養されている方 ▶同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。																																																																							
かし 貸	つけ 付	がく 額	○修学資金 月額限度額 単位：円																																																																							
			<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">学校等種別</th><th colspan="5">学年別</th></tr><tr><th>1年</th><th>2年</th><th>3年</th><th>4年</th><th>5年</th></tr><tr><td rowspan="4">高専 等修 学学 校校</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>27,000</td><td>27,000</td><td>27,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>34,500</td><td>34,500</td><td>34,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>自宅通学</td><td>45,000</td><td>45,000</td><td>45,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">高等 専門 学校</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>31,500</td><td>31,500</td><td>31,500</td><td>67,500</td><td>67,500</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>33,750</td><td>33,750</td><td>33,750</td><td>76,500</td><td>76,500</td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>自宅通学</td><td>48,000</td><td>48,000</td><td>48,000</td><td>79,500</td><td>79,500</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>52,500</td><td>90,000</td><td>90,000</td></tr></table>					学校等種別			学年別					1年	2年	3年	4年	5年	高専 等修 学学 校校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			自宅外通学	34,500	34,500	34,500			私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			自宅外通学	52,500	52,500	52,500			高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500	自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
学校等種別			学年別																																																																							
			1年	2年	3年	4年	5年																																																																			
高専 等修 学学 校校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000																																																																					
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500																																																																					
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000																																																																					
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500																																																																					
高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500																																																																			
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500																																																																			
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500																																																																			
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000																																																																			
しん 申請	せい （相談）	じ 時 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。																																																																							
かし 貸	つけ 付	じ き 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。																																																																							
しん 申請	せい 手	て 続 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～⑤の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票 ③ 所得を証明する書類 ④ 在学（籍）証明書 ⑤ 学校案内や学費納入通知等必要経費が明らかになるもの ▶申請書は、保健所で配布しています。																																																																							
と 問	あわ い	さき 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。																																																																							
び 備	こう 考		同種の資金とは、次の①～③にあげるものです。 ① 高校生等修学支援事業（修学金、修学支度金）貸付（P.48～51、P.72～75） ② 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.45、P.70） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸付（P.52、P.76）																																																																							

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがく し えん じ ぎょう しゅうがくきん

高校生等修学支援事業(修学金)

む り し た い よ ま た り し ほ きゅう

【無利子貸与又は利子補給】

勉学意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与(貸付)又は金融機関からの融資(借入)について利子の補助を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を受けられた場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給(補助)する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
対 象 者	- 高等学校等(下の①～⑤)に在学している生徒 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校	- 高等学校等(下の①～④)に在学している生徒の保護者 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程)
	※「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
貸与又は融資額	国公立 月額18,000円以内 私立 月額30,000円以内 ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
申請時期	【新入学生】 入学後の5月中旬まで以降、随時 【在校生】 随時(申請日の翌月分から対象)	【新入学生】 入学後の5月中旬まで 【在校生】 5月中旬まで
申請手続及び貸付時期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類(所得に関する証明書等)を添付して、在学されている学校に提出してください。「手引き」は学校へ請求してください。 ▶次の①～③の流れになります。 ①貸与申請(5月中旬まで) ②府から貸与決定通知を交付 ③貸付(送金)	▶次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請(5月中旬まで) ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込(～8月末) ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請(翌年の6月) ⑦府から利子補給(翌年の8月)

貸与又は 融 資 額	府から年2回に分けて口座へ振り込みま す。 <table><tr><td>区 分</td><td>振込時期</td></tr><tr><td>4月分～9月分</td><td>6月末～7月末 2年目以降は4月</td></tr><tr><td>10月分～3月分</td><td>10月末</td></tr></table>	区 分	振込時期	4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月	10月分～3月分	10月末	【新入生】一括融資（初年度に一括）又は 分割融資（1年ごと）、どちら かを選択します。 【在校生】分割融資のみ ※融資時期は、申請時期、各金融機関に より異なります。
区 分	振込時期							
4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月							
10月分～3月分	10月末							
連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数）料につきまし ては、自己負担となります。						
返 済 期 間	貸与終了後、20年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後20年以内）	最初の融資があった月又は翌月から最長 7年以内						
問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075- 574-7518）にお問い合わせください。							
備 考	※ 進級時には、継続申請が必要です。 同種の資金とは、次の①～⑨にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金） 貸付 （P.46～47、P.71） ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 （P.64） ③ 高校生給付型奨学金 支給 （P.43～44、P.55～56） ④ 交通遺児奨学金等 支給 （P.59） ⑤ 母子家庭奨学金等 支給 （P.58） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校） 支給 （P.60） ⑦ 看護師等修学資金 貸付 （P.90） ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸付 （P.52、P.76） ⑨ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.54) の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）と事前 にご相談ください。							

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがく し えん じ ぎょう しゅうがく し たくきん む り し たい よ ま た り し ほ き ゅ う 高校生等修学支援事業(修学支度金)【無利子貸与又は利子補給】

勉学意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与(貸付)又は金融機関からの融資(借入)について利子の補助を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
内 容	京都府が直接生徒に貸与を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給(補助)する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
対 象 者	- 高等学校等(下の①～⑤)に在学している生徒 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校	- 高等学校等(下の①～⑤)に在学している生徒の保護者 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校
	注1:「高校生等修学支援事業(修学金)(P.72～73)」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金のみ申請はできません。 注2:「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
貸与又は融資額	入学時1回 国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額	
申請時期	入学後の5月中旬まで	
申請手続及び貸付時期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類(所得に関する証明書等)を添付して、在学している学校に提出してください。申請書は学校から配布されます。 ▶次の①～③の流れになります。 ①貸与申請(入学後の5月中旬まで) ②府から貸与決定通知を交付 ③貸付(送金)	▶次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請(5月中旬まで) ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込(～7月末) ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請(翌年の6月) ⑦府から利子補給(翌年の8月)

貸与又は 融資時期	6月末～7月末	申請時期、各金融機関によって異なります。
連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数料）料につきましては、自己負担となります。
返済期間	修学金貸与終了後、7年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後7年以内）	融資があった月又は翌月から最長7年以内
問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7518）にお問い合わせください。	
備考	同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金）貸付（P.46～47、P.71） ② 高校生給付型奨学金（入学支度金）支給（P.43～44、P.55～56） ③ 交通遺児奨学金等（入学支度金）支給（P.59） ④ 母子家庭奨学金等（入学支度金）支給（P.58） ⑤ 生活福祉資金貸付金（就学支度費）貸付（P.45、P.70） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校）支給（P.60） ⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助（高等学校等就学費）」（P.54）の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）と事前にご相談ください。	

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい しえんき こうしょうがくきん たいよ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】

ない 内	よう 容	経済的理由により修学に困難がある学生の方に対して、奨学金を貸与（貸付）します。 ▶学力・家計等の基準があります。																																						
たい 対	しょう 象	高等専門学校に在学されている生徒で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方〔在学採用〕																																						
たい 貸	よ 与	入学者の貸与月額 単位：円																																						
		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">国・公立</td><td colspan="2">私 立</td></tr><tr><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr><tr><td rowspan="4">第一種奨学金 （無利息）</td><td rowspan="2">1～3年生の間</td><td>21,000円</td><td>22,500円</td><td>32,000円</td><td>35,000円</td></tr><tr><td colspan="4">※ 10,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">4・5年生の間</td><td>45,000円</td><td>51,000円</td><td>53,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td colspan="4">※ 30,000円</td></tr><tr><td colspan="2">第二種奨学金(利息付) 《4・5年生対象》</td><td colspan="4">30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円のいずれかを選択</td></tr></table>						国・公立		私 立		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	第一種奨学金 （無利息）	1～3年生の間	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円	※ 10,000円				4・5年生の間	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円	※ 30,000円				第二種奨学金(利息付) 《4・5年生対象》		30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円のいずれかを選択			
		国・公立		私 立																																				
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学																																			
第一種奨学金 （無利息）	1～3年生の間	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円																																			
		※ 10,000円																																						
	4・5年生の間	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円																																			
		※ 30,000円																																						
第二種奨学金(利息付) 《4・5年生対象》		30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円のいずれかを選択																																						
		※1年～3年生は月額10,000円、4年・5年生は月額30,000円の選択もできます。																																						
しん 申	せい 請	じ 期																																						
し 支	きゅう 給	じ 期																																						
		<table><tr><td>区 分</td><td>申請時期</td><td>初回振込日</td></tr><tr><td>在学採用 (入学後の申込)</td><td>入学後の春</td><td>6月11日又は7月11日 ※学校によっては、4月21日又は5月16日の場合もあります。</td></tr></table>			区 分	申請時期	初回振込日	在学採用 (入学後の申込)	入学後の春	6月11日又は7月11日 ※学校によっては、4月21日又は5月16日の場合もあります。																														
区 分	申請時期	初回振込日																																						
在学採用 (入学後の申込)	入学後の春	6月11日又は7月11日 ※学校によっては、4月21日又は5月16日の場合もあります。																																						
		▶原則として毎月振り込まれます。																																						
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続																																					
		インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。 必要書類（収入を証明するもの等）を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込み入力をしてください。																																						
れん 連	たい 帯	ほ 保	しょう 証人等																																					
		「人的保証」又は「機関保証」のいずれかを選択してください。 ① 人的保証を選択・・・連帯保証人と保証人各1名必要 ② 機関保証を選択・・・保証料を支払うことで連帯保証人や保証人が不要 保証料は毎月の奨学金から差し引かれます。																																						
へん 返	かん 還	き 期	かん 間																																					
		貸与総額により決定（20年以内） 貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目から返還が始まります 所得連動返還方式（2017年度進学者から） （返還者の収入に応じた返還額で返還します。）																																						
と 問	あわ 合	さき 先																																						
		くわしくは、在学されている高等専門学校にお問い合わせください。																																						
び 備	こう 考																																							
		▶日本学生支援機構ホームページ〈奨学金の制度（貸与型）〉 URL: http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html																																						

第8編 だいがくとうにゅうがくじゅん び 大学等入学準備のために

だいがくとうにゅうがくじゅん び
大学等入学準備のために

第8編

せいかつふくし し きんかしつけきん きょういく し えん し きん む り し かしつけ
生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】

ない 内 し きん し ゅるい (資金の種類)	1 教育支援費：低所得世帯のお子さんが、大学等に就学するために必要な費用を、他の「公的な教育支援貸与（貸付）制度※1」の借入ができるまでの「つなぎ資金※2」として、お貸しします。 ※1「公的な教育支援貸与制度」とは、次の①、②の制度です。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（P.79） ② 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（P.81 ～ 82） ※2「つなぎ資金」とは ※1の①、②については貸付が4月以降になることがあり、納入しなければならない時期に必要なお金が準備できない場合があります。 教育支援費は、①、②のいずれかの制度を申し込まれることを条件に、それらの借り入れができるまでの間、「つなぎ資金」として、一時的にお貸しするものです。 【①、②の貸付を受けられた場合】入学年の12月に一括償還（返済）していただきます。 【①、②の貸付を受けられなかった場合】「つなぎ資金」ではなく、継続してお貸しします。 2 就学支度費：大学、短期大学、専門学校（専門課程）への入学に際し、必要な費用をお貸しします。																				
たい しょう しゅ 対 象 者	低所得世帯(生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯)のお子さんで、大学、短期大学、専修学校(専門課程)に就学される方																				
かし つけ きん がく 貸 付 金 額	1 教育支援費：6か月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">通学形態 大学種別</th><th colspan="2">貸付限度額(月額)</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td rowspan="2">大学</td><td>国公立</td><td>45,000</td><td>51,000</td></tr><tr><td>私 立</td><td>54,000</td><td>64,000</td></tr><tr><td rowspan="2">短期大学 専修学校(専門課程)</td><td>国公立</td><td>45,000</td><td>51,000</td></tr><tr><td>私 立</td><td>53,000</td><td>60,000</td></tr></table> 特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に特別分として貸付ができます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）の貸付相談窓口にご相談ください。 2 就学支度費：学校種別等を問わず 500,000円以内	通学形態 大学種別		貸付限度額(月額)		自宅通学	自宅外通学	大学	国公立	45,000	51,000	私 立	54,000	64,000	短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	45,000	51,000	私 立	53,000	60,000
通学形態 大学種別				貸付限度額(月額)																	
		自宅通学	自宅外通学																		
大学	国公立	45,000	51,000																		
	私 立	54,000	64,000																		
短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	45,000	51,000																		
	私 立	53,000	60,000																		
しんせい そうだん 申請(相談) し 期	※志望校を決定され、入学パンフレット等で入学にかかる必要経費が確認できた時点（高校3年生の秋頃から）で、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にご相談ください。																				
へん さい き かん 返 済 期 間	1 教育支援費：「つなぎ資金」は、入学年の12月に一括償還（返済）、それ以外は、卒業後3ヶ月以内の措置期間後、貸付期間の3倍以内（特別分は4倍以内（ただし最長は20年とする。））（P.70と同様） 2 就学支度費：卒業後3ヶ月以内の措置期間後、8年以内																				
と あわ さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。																				
び こう 備 考																					

大学等入学準備のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】

内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、大学等に修学される場合に必要の費用（入学金、授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。																																																																																						
対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度、大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）に進学される予定のお子さんを扶養されている方 ▶同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。																																																																																						
貸 付 額	○修学資金 月額限度額 単位：円 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">学校等種別</th><th colspan="4">学年別</th></tr><tr><th>1 年</th><th>2 年</th><th>3 年</th><th>4 年</th></tr><tr><td rowspan="4">専修学校(専門課程) 短期大学</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>67,500</td><td>67,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>76,500</td><td>76,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>79,500</td><td>79,500</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>90,000</td><td>90,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">大学</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>67,500</td><td>67,500</td><td>67,500</td><td>67,500</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>76,500</td><td>76,500</td><td>76,500</td><td>76,500</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>81,000</td><td>81,000</td><td>81,000</td><td>81,000</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>96,000</td><td>96,000</td><td>96,000</td><td>96,000</td></tr><tr><td>専修学校(一般課程)</td><td colspan="2">学校種別・通学形態を問わず</td><td>48,000</td><td>48,000</td><td></td><td></td></tr></table> ○就学支度資金 限度額 単位：円 <table><tr><td rowspan="6">大学 短期大学 専修学校(専門課程) に入学</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>370,000</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>380,000</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>自宅通学</td><td>580,000</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>590,000</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">専修学校(一般課程)に入学</td><td>自宅通学</td><td>150,000</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>160,000</td></tr></table>						学校等種別			学年別				1 年	2 年	3 年	4 年	専修学校(専門課程) 短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			自宅外通学	76,500	76,500			私 立	自宅通学	79,500	79,500			自宅外通学	90,000	90,000			大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	自宅外通学	76,500	76,500	76,500	76,500	私 立	自宅通学	81,000	81,000	81,000	81,000	自宅外通学	96,000	96,000	96,000	96,000	専修学校(一般課程)	学校種別・通学形態を問わず		48,000	48,000			大学 短期大学 専修学校(専門課程) に入学	国公立	自宅通学	370,000	自宅外通学	380,000	私 立	自宅通学	580,000	自宅外通学	590,000	専修学校(一般課程)に入学		自宅通学	150,000	自宅外通学	160,000
学校等種別			学年別																																																																																				
			1 年	2 年	3 年	4 年																																																																																	
専修学校(専門課程) 短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500																																																																																			
		自宅外通学	76,500	76,500																																																																																			
	私 立	自宅通学	79,500	79,500																																																																																			
		自宅外通学	90,000	90,000																																																																																			
大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500																																																																																	
		自宅外通学	76,500	76,500	76,500	76,500																																																																																	
	私 立	自宅通学	81,000	81,000	81,000	81,000																																																																																	
		自宅外通学	96,000	96,000	96,000	96,000																																																																																	
専修学校(一般課程)	学校種別・通学形態を問わず		48,000	48,000																																																																																			
大学 短期大学 専修学校(専門課程) に入学	国公立	自宅通学	370,000																																																																																				
		自宅外通学	380,000																																																																																				
	私 立	自宅通学	580,000																																																																																				
		自宅外通学	590,000																																																																																				
	専修学校(一般課程)に入学		自宅通学	150,000																																																																																			
			自宅外通学	160,000																																																																																			
申請(相談) 時 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。																																																																																						
貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。																																																																																						

しん せい て つづき 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 【修学資金】 ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票 ③ 所得を証明する書類 ④ 在学（籍）証明書 ⑤ 学校案内や学費納入通知等必要経費が明らかになるもの 【就学支度資金】 ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票 ③ 所得を証明する書類 ④ 合格通知書 ⑤ 学校案内や払込通知等必要経費が明らかになるもの ▶申請書は、保健所で配布しています。
と あわ きき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び こう 備考	同種の資金とは、次の①～②にあげるものです。 ① 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.78） ② 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸付（P.81 ～ 82）

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい し えん き こうしょうがくきん たいよ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】

ない 内	よう 容	経済的理由により修学に困難がある学生の方に対して、奨学金を貸与（貸付）します。 ○ 奨学金の種類 1 第一種奨学金（無利息）・・・学力基準（高等学校での成績が3.5以上）、家計基準等を満たしている方 2 第二種奨学金（利息付）・・・学力基準、家計基準（第一種奨学金より緩やか）を満たしている方 → 上記の1又は2の貸付を受けられる方のみ対象（入学時の一時金として） 3 入学時特別増額貸与奨学金（利息付）・・・日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できない方																																																										
たい 対	しょう 象	しゃ 者	[予約採用] 大学(学部)、短期大学、専修学校（専門課程）へ進学を希望されている高校等3年生で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方																																																									
たい 貸	よ 与	がく 額	1 第一種奨学金（無利息） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">学校種別</th><th colspan="2">通学形態</th><th colspan="2">貸付限度額(月額)</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td rowspan="2">大 学</td><td>国公立</td><td colspan="2"></td><td>45,000円</td><td>51,000円</td></tr><tr><td>私 立</td><td colspan="2"></td><td>54,000円</td><td>64,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">短期大学 専修学校（専門課程）</td><td>国公立</td><td colspan="2"></td><td>45,000円</td><td>51,000円</td></tr><tr><td>私 立</td><td colspan="2"></td><td>53,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td colspan="4">学校種別・通学形態に関わらず、選択できる （大学通信制を除く。）</td><td colspan="2">30,000円</td></tr></table> ▶ 原則として毎月振り込まれます。 2 第二種奨学金（利息付） <table><tr><th rowspan="2">学校種別</th><th colspan="5">貸付限度額(月額)</th></tr><tr><th colspan="5">国・公立 / 自宅・自宅外通学 共通</th></tr><tr><td>大 学 短期大学 専修学校(専門課程)</td><td>30,000円</td><td>50,000円</td><td>80,000円</td><td>100,000円</td><td>120,000円 の中から選択</td></tr></table> ▶ 原則として毎月振り込まれます。			学校種別		通学形態		貸付限度額(月額)				自宅通学	自宅外通学	大 学	国公立			45,000円	51,000円	私 立			54,000円	64,000円	短期大学 専修学校（専門課程）	国公立			45,000円	51,000円	私 立			53,000円	60,000円	学校種別・通学形態に関わらず、選択できる （大学通信制を除く。）				30,000円		学校種別	貸付限度額(月額)					国・公立 / 自宅・自宅外通学 共通					大 学 短期大学 専修学校(専門課程)	30,000円	50,000円	80,000円	100,000円	120,000円 の中から選択
学校種別		通学形態		貸付限度額(月額)																																																								
				自宅通学	自宅外通学																																																							
大 学	国公立			45,000円	51,000円																																																							
	私 立			54,000円	64,000円																																																							
短期大学 専修学校（専門課程）	国公立			45,000円	51,000円																																																							
	私 立			53,000円	60,000円																																																							
学校種別・通学形態に関わらず、選択できる （大学通信制を除く。）				30,000円																																																								
学校種別	貸付限度額(月額)																																																											
	国・公立 / 自宅・自宅外通学 共通																																																											
大 学 短期大学 専修学校(専門課程)	30,000円	50,000円	80,000円	100,000円	120,000円 の中から選択																																																							

	3 入学時特別増額貸与奨学金														
	<table><tr><th rowspan="2">学校種別</th><th>貸付限度額(月額)</th></tr><tr><th>国・公立 / 自宅・自宅外通学 共通</th></tr><tr><td>大 学 短期大学 専修学校(専門課程)</td><td>100,000円 200,000円 300,000円 400,000円 500,000円 の中から選択</td></tr></table>	学校種別	貸付限度額(月額)	国・公立 / 自宅・自宅外通学 共通	大 学 短期大学 専修学校(専門課程)	100,000円 200,000円 300,000円 400,000円 500,000円 の中から選択									
学校種別	貸付限度額(月額)														
	国・公立 / 自宅・自宅外通学 共通														
大 学 短期大学 専修学校(専門課程)	100,000円 200,000円 300,000円 400,000円 500,000円 の中から選択														
	▶ 第一種奨学金又は第二種奨学金の初回振込時に、併せて振り込まれます。 ※ 第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込まれた方が対象となります。入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。														
しんせいじき 申請時期 および たいよき 貸与時期	<table><tr><th></th><th>奨学金区分</th><th>申請(募集)時期</th><th>貸与(貸付)時期</th></tr><tr><td rowspan="2">予約採用 (入学前申込)</td><td>第一種奨学金</td><td>高校3年生の春</td><td rowspan="2">4月21日 } 5月16日 } のいずれかの日 6月11日 } ※大学院については、4月 21日又は5月16日</td></tr><tr><td>第二種奨学金 入学時特別増額貸与 奨学金</td><td>高校3年生の春～秋</td></tr><tr><td>在学採用 (入学後申込)</td><td>第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与 奨学金</td><td>入学後の春</td><td>6月11日又は7月11日 ※学校によっては、4月 21日又は5月16日の 場合もあります。</td></tr></table>		奨学金区分	申請(募集)時期	貸与(貸付)時期	予約採用 (入学前申込)	第一種奨学金	高校3年生の春	4月21日 } 5月16日 } のいずれかの日 6月11日 } ※大学院については、4月 21日又は5月16日	第二種奨学金 入学時特別増額貸与 奨学金	高校3年生の春～秋	在学採用 (入学後申込)	第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与 奨学金	入学後の春	6月11日又は7月11日 ※学校によっては、4月 21日又は5月16日の 場合もあります。
	奨学金区分	申請(募集)時期	貸与(貸付)時期												
予約採用 (入学前申込)	第一種奨学金	高校3年生の春	4月21日 } 5月16日 } のいずれかの日 6月11日 } ※大学院については、4月 21日又は5月16日												
	第二種奨学金 入学時特別増額貸与 奨学金	高校3年生の春～秋													
在学採用 (入学後申込)	第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与 奨学金	入学後の春	6月11日又は7月11日 ※学校によっては、4月 21日又は5月16日の 場合もあります。												
へんかんきかん 返 還 期 間	貸与総額により決定(20年以内) 貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目から返還が始まります。														
れんたいほしょうにんとう 連帯保証人等	「人的保証」又は「機関保証」のいずれかを選択してください。 ①人的保証を選択・・・連帯保証人と保証人各1名必要 ②機関保証を選択・・・保証料を支払うことで連帯保証人や保証人が不要 保証料は毎月の奨学金から差し引かれます。														
とあわさき 問い合わせ先	【予約採用】在学されている高等学校又は専修学校(高等課程) 【在学採用】在学されている大学、短期大学、専修学校(専門課程(修業年限2年以上)) 所得連動返還方式(2017年度進学者から) (返還者の収入に応じた返還額で返還します。)														
び 備 考	▶大学院については、別途基準があります。 ▶予約採用をされた方は、進学先の学校でも手続きが必要です。 手続きをされなかった場合は予約無効となりますので注意してください。 ▶一部の専修学校では、日本学生支援機構の奨学金を取り扱っていない(機構に登録されていない)場合があります。取り扱いをされているか必ず進学を希望する学校にお問い合わせください。 ▶日本学生支援機構ホームページ〈奨学金の制度(貸与型)〉 URL: http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html														

第9編

ちゅうがっこう こうとうがっこう
中学校・高等学校

とくべつ し えんがっこうふく とう
(特別支援学校含む。)等、

そつぎょう ご しゅうしょくじゅん び
卒業後の就職準備のために

中学校・高等学校(特別支援学校含む。)等、卒業後の就職準備のために

第9編

就職準備のために

生活保護法による「生業扶助(技能修得費)」【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている方が、生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校等で技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合、必要な経費（授業料、教科書・教材の購入費、通学費等）を支給します。		
たい 対 象 者	生活保護を受給されている方で、次の①、②の施設いずれかに在学されている方 ① 専修学校 ② 各種学校		
し 支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」		
		内 容	支給額
	技能修得費	授業料、教科書、教材費、資格検定等の費用（ただし同一資格検定等につき一度限り）等	年 380,000 円以内
		通学交通費 （通学に必要な最小限度の額）	実費支給
しん 申 請 時 期 し 支 給 時 期 しん 申 請 手 続	※専修学校等への入学を検討される際は、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）にご相談ください。		
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）にお問い合わせください。		
び 備 考	高等学校を卒業された方が直ちに就学する場合については、給付対象となりせん。		

就職準備のために

生活保護法による「生業扶助(就職支度費)」【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている方が、就職が確定した場合に、その支度に必要な経費(就職のための衣服・靴の購入費等)を支給します。									
たい 対 象 者	生活保護を受給されている方で、就職が確定された方									
し 支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>内 容</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就職支度費</td><td>就職のため直接必要な洋服類、靴等の購入費用</td><td>31,000円以内</td></tr> <tr> <td>初任給が支給されるまでの通勤費(必要やむを得ない場合)</td><td>実費支給</td></tr> </tbody> </table>			内 容	支給額	就職支度費	就職のため直接必要な洋服類、靴等の購入費用	31,000円以内	初任給が支給されるまでの通勤費(必要やむを得ない場合)	実費支給
	内 容	支給額								
就職支度費	就職のため直接必要な洋服類、靴等の購入費用	31,000円以内								
	初任給が支給されるまでの通勤費(必要やむを得ない場合)	実費支給								
しん 申 請 時 期 し 支 給 時 期 しん 申 請 手 続	※就職が確定されましたら、すぐにお住まいの地域の福祉事務所(P.4)にご相談ください。									
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)にお問い合わせください。									
び 備 考										

就職準備のために

ぎ の う し ゅ う と く し き ん に ゅ う し ょ し た く き ん し き ゅ う
技能修得資金・入所支度金【支給】

ない 内	よう 容	経済的な理由によって、技能の修得が困難な世帯のお子さんに、技能を修得するために必要な費用を支給します。															
たい 対	しょう 象	京都府内（京都市を除く。）に居住されている世帯のお子さんで、中学校又は高等学校等を卒業後、引き続いて技能修得施設（看護師・准看護師養成所を除く。）に入所される場合で、次の①、②どちらかに該当される方 ① 生活保護を受給されている世帯のお子さん ② 経済的な理由により、技能修得が困難な世帯のお子さん （属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内） ▶生活保護基準は、お住まいの地域や世帯構成等によって異なります。															
し 支	きゅう 給	がく 額	<table><tr><td></td><td>施設の種別</td><td>技能修得資金</td><td>入所支度金</td></tr><tr><td>1</td><td>公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）</td><td>月額 5,000円</td><td rowspan="3">55,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>実技学校 （専門学校・専修学校等）</td><td>月額 24,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>高校形態（高等学校との連携により 高等学校卒業資格を得ることができ る技能修得施設等）</td><td>月額 21,000円</td></tr></table> ※ 生活保護法による生業扶助「技能修得費」（P.84）、「就職支度費」（P.85）等、他の類似の制度による給付等を受けられる場合は、支給額を減額することがあります。		施設の種別	技能修得資金	入所支度金	1	公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）	月額 5,000円	55,000円	2	実技学校 （専門学校・専修学校等）	月額 24,000円	3	高校形態（高等学校との連携により 高等学校卒業資格を得ることができ る技能修得施設等）	月額 21,000円
	施設の種別	技能修得資金	入所支度金														
1	公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）	月額 5,000円	55,000円														
2	実技学校 （専門学校・専修学校等）	月額 24,000円															
3	高校形態（高等学校との連携により 高等学校卒業資格を得ることができ る技能修得施設等）	月額 21,000円															
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	▶1次申請・・・3月中旬 ▶2次申請・・・4月中旬 以降は随時受付													
し 支	きゅう 給	じ 時	き 期	【技能修得資金】年3回に分けて支給 第1期分：4月下旬（1次申請分）、5月下旬（2次申請分） 第2期分：8月 第3期分：12月 随時受付分は、その都度支給します。 【入所支度金】4月又は5月に全額支給													
しん 申	せい 請	て 手	づ 続	申請書に必要な事項を記入し、在学（籍）証明及び収入状況が確認できる書類等を添付して、お住まいの地域の府保健所（P.2）に提出してください。													
と 問	あ わ	さ き	先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。													
び 備	こう 考																

就職準備のために

く ん れ ん て あ て に ゆ う こ う し た く き ん し き ゅ う
訓練手当・入校支度金【支給】

ない 内 容	障害のある方などが、公共職業能力開発施設※で訓練を受けられる期間、訓練手当等を支給します。 ※ 府内の施設・・・各府立高等技術専門校、ポリテクセンター京都、ポリテクカレッジ京都 府外の施設・・・国立・県立障害者職業能力開発校 等																						
たい 対 象 者	身体障害者、知的障害者、精神障害者などの求職者で、公共職業安定所（ハローワーク）で、受講指示を受けられた方																						
し 支 給 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手当等の種類</th><th>支給額</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">訓練手当</td><td>基本手当</td><td>日額 3,530円～4,310円</td><td rowspan="2">訓練を受ける期間の日数に応じて支給</td></tr> <tr> <td>通所手当</td><td>月額 42,500円以内</td></tr> <tr> <td>受講手当</td><td>日額 500円（上限40日）</td><td>訓練を受けた日数に応じて支給</td></tr> <tr> <td>寄宿手当※</td><td>月額 10,700円以内</td><td>寄宿した期間の日数に応じて支給</td></tr> <tr> <td colspan="2">入校支度金</td><td>35,000円</td><td>6ヶ月以上の訓練を受ける新規学卒の障害者のみ支給</td></tr> </tbody> </table> ※ 寄宿手当・・・生計を維持していた方が、生計を一にする同居の親族と別居して寄宿し、訓練を受ける場合に支給			手当等の種類		支給額	内 容	訓練手当	基本手当	日額 3,530円～4,310円	訓練を受ける期間の日数に応じて支給	通所手当	月額 42,500円以内	受講手当	日額 500円（上限40日）	訓練を受けた日数に応じて支給	寄宿手当※	月額 10,700円以内	寄宿した期間の日数に応じて支給	入校支度金		35,000円	6ヶ月以上の訓練を受ける新規学卒の障害者のみ支給
手当等の種類		支給額	内 容																				
訓練手当	基本手当	日額 3,530円～4,310円	訓練を受ける期間の日数に応じて支給																				
	通所手当	月額 42,500円以内																					
	受講手当	日額 500円（上限40日）	訓練を受けた日数に応じて支給																				
	寄宿手当※	月額 10,700円以内	寄宿した期間の日数に応じて支給																				
入校支度金		35,000円	6ヶ月以上の訓練を受ける新規学卒の障害者のみ支給																				
しん 申 請 時 期	入校時																						
し 支 給 時 期	翌月の15日																						
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類（訓練受講指示書の写し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の写し）等を添付して、訓練を受ける施設に提出してください。 ▶申請書は、施設で配布しています。																						
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。																						
び 備 考																							

中学校・高等学校（特別支援学校含む。）等、卒業後の就職準備のために

就職準備のために

しょうがいしゃとうしよくば てきおうくんれん て あて しきゅう
障害者等職場適応訓練手当【支給】

ない 内	よう 容	障害のある方が、職場適応訓練を受けられる期間（上限あり）、訓練手当を支給します。 ※ 職場適応訓練とは、障害のある方が実際の職場で作業について訓練を行い、それによって作業環境や職場環境に適応することを容易にさせることを目的として実施される訓練です。								
たい 対	しょう 象	しゃ 者	公共職業安定所長（ハローワーク）が訓練を受けるよう受講指示をした、就職困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者の方							
し 支	きゅう 給	がく 額	<table><tr><th colspan="2">訓練の種類・訓練期間</th><td rowspan="3">○基本手当 日額 3,530円 ○技能習得手当 受講手当 日額 500円(上限40日) 通所手当 月額 42,500円以内</td></tr><tr><td>1</td><td>一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内</td></tr><tr><td>2</td><td>短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内</td></tr></table>	訓練の種類・訓練期間		○基本手当 日額 3,530円 ○技能習得手当 受講手当 日額 500円(上限40日) 通所手当 月額 42,500円以内	1	一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内	2	短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内
訓練の種類・訓練期間		○基本手当 日額 3,530円 ○技能習得手当 受講手当 日額 500円(上限40日) 通所手当 月額 42,500円以内								
1	一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内									
2	短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内									
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	随時						
し 支	きゅう 給	じ 時	き 期	<table><tr><td>1</td><td>一般職場適応訓練・・・1ヶ月終了後、</td><td rowspan="2">} 実施状況報告書の提出をされた日の翌月</td></tr><tr><td>2</td><td>短期職場適応訓練・・・訓練終了後、</td></tr></table>	1	一般職場適応訓練・・・1ヶ月終了後、	} 実施状況報告書の提出をされた日の翌月	2	短期職場適応訓練・・・訓練終了後、	
1	一般職場適応訓練・・・1ヶ月終了後、	} 実施状況報告書の提出をされた日の翌月								
2	短期職場適応訓練・・・訓練終了後、									
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。						
び 備	こう 考									

就職準備のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修業資金」「就職支度資金」【無利子貸付】

ない 内	よう 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、就職又は事業を開始するために必要な資金をお貸しします。
たい 対	しょう 象	しゃ 者
かい 貸	つけ 付	がく 額
しん 申	せい 請	じ 時
かい 貸	つけ 付	じ 時
へん 返	さい 済	じ 時
しん 申	せい 請	て 手
と 問	あわ い	さき 先
び 備	こう 考	

就職準備のために

かんごしとうしゅうがくしきん むりしかしつけ
看護師等修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	看護師等の養成施設に在学されており、将来、京都府内の医療機関への就職を考えておられる方で、経済的な理由によって修学が困難な方に修学資金をお貸しします。											
たい 対 象 者	保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学されている方で、養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに京都府内の医療機関で看護師等の業務に従事しようという意思を有する方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。 す。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。											
かし 貸 付 額	<table><tr><td>課 程</td><td>国・公立養成施設在学学生</td><td>私立養成施設在学学生</td></tr><tr><td>保健師・助産師・看護師 (5年一貫の4、5年生)</td><td>月額 32,000円</td><td>月額 36,000円</td></tr><tr><td>准看護師 (5年一貫の1～3年生)</td><td>月額 15,000円</td><td>月額 21,000円</td></tr></table>			課 程	国・公立養成施設在学学生	私立養成施設在学学生	保健師・助産師・看護師 (5年一貫の4、5年生)	月額 32,000円	月額 36,000円	准看護師 (5年一貫の1～3年生)	月額 15,000円	月額 21,000円
課 程	国・公立養成施設在学学生	私立養成施設在学学生										
保健師・助産師・看護師 (5年一貫の4、5年生)	月額 32,000円	月額 36,000円										
准看護師 (5年一貫の1～3年生)	月額 15,000円	月額 21,000円										
しん 申 請 時 期	毎年4月～5月											
かし 貸 付 時 期	年4回（7月、9月、12月、3月）											
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。（ただし、京都府外の養成施設に在学されている方は、京都府庁健康福祉部医療課まで直接提出してください。） ① 在学証明書兼推薦書 ② 所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書 ③ 京都府看護師等修学資金申請調書 ▶用紙は、府内の養成施設又は京都府ホームページで入手できます。											
れんたい 連帯保証人	2名（うち1名は京都府内に居住されている方）											
へん 返 済 期 間	一括払い又は貸与を受けた期間内に分割払い											
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁健康福祉部医療課（TEL075-414-4746又は4754）にお問い合わせください。											
び 備 考	次の要件をすべて満たされた場合は、 全額返還免除 が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に看護職の免許を取得し、直ちに京都府内の返還免除対象施設※に就業し、引き続き5年間看護師等として従事された場合 ※ 返還免除対象施設 ・京都府北部地域（綾部市以北）のすべての病院 ・京都府内の200床未満の病院 ・京都府内の精神病床が全体の80％以上の病院 ・京都府内のすべての診療所 ・重度心身障害児施設 ・旧国立療養所 ・介護老人保健施設 ・訪問看護事業所（3年以上の実務経験が必要）											

かい ご ふく し し と う し ゅ う が く し き ん む り し か し つ け
介護福祉士等修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	介護福祉士等の養成施設に在学（入学しよう）とされており、将来、京都府内の福祉施設で就職を考えておられる方で、経済的な理由によって就学が困難な方に修学資金等をお貸しします。
たい 対 象 者	介護福祉士又は社会福祉士の指定養成施設に在学（入学）し、卒業後、京都府内の福祉施設において介護福祉士又は社会福祉士として業務に従事しようとする方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。
かし 貸 付 額	1 修学資金 月額 50,000円 2 入学準備金 200,000円 3 就職準備金 200,000円（働きながら就学される方を除く。） 4 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000円（介護福祉士養成施設に在学する方に限る。） 生活保護受給世帯等の方には、上記の貸付額に別途、生活費加算があります。
しん 申 請 時 期	毎年4月～5月
かし 貸 付 時 期	年2回（4月、10月）
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～④の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。（生活保護受給世帯の高校生等が申請する場合には、京都府社会福祉協議会への申請となります。） ① 学校成績証明書 ② 住民票記載事項証明書 ③ 所得を証明する書類 ④ その他必要な書類 ※生活保護受給世帯の方は、別途必要な書類がありますので、京都府社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。
れんたい 連帯保証人	2名（うち1名は法定代理人）
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。
び 備 考	次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録し、京都府内の福祉施設において介護福祉士又は社会福祉士として対象となる業務に5年間従事された場合

さんこう し りょう
参考資料

お子さんを養育されている方のために

児童手当【支給】

ない 内 容	お子さんを養育されている方に支給します。												
たい 対 象 者	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育されている方												
し 支 給 額	養育されている方の所得及び養育されているお子さんの年齢により、支給額が異なります。 ○所得制限額未満の方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お子さんの年齢</th><th>児童手当の額 （1人当たり月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～3歳未満（一律）</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>3歳～小学校修了前</td><td></td></tr> <tr> <td>第1子・第2子※</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>第3子以降※</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>中学生（一律）</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table> ※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育されているお子さんのうち、3番目以降をいいます。 ○所得制限額以上の方 お子さん1人当たり 月額5,000円（一律）	お子さんの年齢	児童手当の額 （1人当たり月額）	0歳～3歳未満（一律）	15,000円	3歳～小学校修了前		第1子・第2子※	10,000円	第3子以降※	15,000円	中学生（一律）	10,000円
お子さんの年齢	児童手当の額 （1人当たり月額）												
0歳～3歳未満（一律）	15,000円												
3歳～小学校修了前													
第1子・第2子※	10,000円												
第3子以降※	15,000円												
中学生（一律）	10,000円												
しん 申 請 時 期	随時												
し 支 給 時 期	6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月）												
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。 ※公務員の場合は、勤務先に申請してください。												
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（P. 3）にお問い合わせください。 ※公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。												
び 備 考	- 原則として、お子さんが日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。 - 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、お子さんと同居している方に優先的に支給します。 - 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内でお子さんを養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。 - お子さんを養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。 - お子さんが施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。												

ひとり親家庭の方のために

じ どう ふ よう て あて し きゅう
児童扶養手当【支給】

ない 内 容	ひとり親家庭のお子さん又は父若しくは母が国民年金のほぼ1級障害程度の重度障害の状態にある家庭のお子さんの心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、お子さんの父母又は父母に代わってお子さんを養育されている方に支給されます。(外国人の方も支給対象となります。)
たい 対 象 者	ひとり親家庭のお子さん(18歳の年度末まで)を監護・養育している方 ※ お子さんに中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで
し 支 給 額	監護・養育されている方の所得により、支給額が異なります。また、所得制限があります。 ・月額9,980円～月額42,290円 ・2人目は月額5,000円～9,990円加算、3人目以降は月額3,000円～5,990円加算(平成29年4月1日現在。物価スライドにより、支給額が変動することがあります。)
しん 申 請 時 期	随時
し 支 給 時 期	8月(4～7月分)、12月(8～11月分)、4月(12～3月分)
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村(P.3)にお問い合わせください。
び 備 考	

障害のあるお子さんのいるご家庭の方のために

とくべつ じ どう ふ よう て あて し きゅう 特別児童扶養手当【支給】

ない 内 容	身体や精神に中程度以上の障害のあるお子さんをご家庭で養育・監護されている父又は母などに対し、支給されます。(外国人の方も支給対象となります。)
たい 対 象 者	身体若しくは精神に中程度以上の障害のある20歳未満のお子さんを家庭において監護している方
し 支 給 額	1 級：51,450円 2 級：34,270円 (平成29年4月1日現在。物価スライドにより、支給額が変動することがあります。) ※ 監護・養育されている方の所得により、所得制限があります。 ※ お子さんに障害に係る年金が支給されている場合は、対象となりません。 ※ 障害児入所施設などに入所されている場合は、対象となりません。
しん 申 請 時 期	随時
し 支 給 時 期	8月(4～7月分)、12月(8～11月分)、4月(12～3月分)
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村(P.3)にお問い合わせください。
び 備 考	

重度障害のため常時介護を必要とする20歳未満の方のために

しょうがい じ ふく し て あて し きゅう
障害児福祉手当【支給】

ない 内 容	重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給します。							
たい 対 象 者	20歳未満の方で、別表のいずれかに該当する方 ただし、次のいずれかに該当する方は受給できません。 ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができる方 ② 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方 ③ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方 〈別表〉 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することが出来ない程度のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両下肢の用を全く廃したもの 6 両大腿を2分の1以上失ったもの 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの							
し 支 給 額	月額 14,580円（支給額は、物価スライドにより改定される場合があります。）							
しん 申 請 時 期	随時							
し 支 給 時 期	2月（11～1月分）、5月（2～4月分）、8月（5～7月分）、11月（8～10月分）							
しん 申 請 手 続	認定請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、下記の申請窓口に提出してください。用紙は、下記の申請窓口に備え付けてあります。 <table><tr><td rowspan="3">申請窓口</td><td>京都市にお住まいの方</td><td>区役所（支所）福祉事務所</td></tr><tr><td>その他の市にお住まいの方</td><td>市役所</td></tr><tr><td>町村にお住まいの方</td><td>町村役場</td></tr></table>	申請窓口	京都市にお住まいの方	区役所（支所）福祉事務所	その他の市にお住まいの方	市役所	町村にお住まいの方	町村役場
申請窓口	京都市にお住まいの方		区役所（支所）福祉事務所					
	その他の市にお住まいの方		市役所					
	町村にお住まいの方	町村役場						
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市区（町村にお住まいの方は、所管の府保健所）にお問い合わせください。							
び 備 考								

ひとり親家庭の方のために

ぼ し ふく し だんたい こ ぐち し きんかしつけ む り し かしつけ
母子福祉団体小口資金貸付【無利子貸付】

ない 内	よう 容	母子世帯及び寡婦に対し、社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会が各支会において生活の安定のため必要な小口資金の貸付を行います。		
たい 対	しょう 象	者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母及び寡婦	
し 支	きゅう 給	がく 額	○生活資金 限度額50,000円 ○就学資金 限度額50,000円 ○住宅資金 限度額50,000円	
かし 貸	つけ 付	じ 時	き 期	随時
かし 貸	つけ 付	て 手	つづき 続	お住まいの地域の京都府母子寡婦連合会の支会にご相談ください。
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会（TEL075-223-1360）にお問い合わせください。
び 備	こう 考			

□各制度 京都府庁担当課

第1編 乳・幼児のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
7	母子家庭奨学金	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
8	交通遺児奨学金等	府民生活部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
9	第3子以降保育料無償化事業補助金	健康福祉部少子化対策課 075-414-4602
10	幼稚園就園奨励費補助金	教育庁指導部学校教育課 075-414-5823
11	私立幼稚園保育料軽減補助金	文化スポーツ部文教課 075-414-4518・4280
12	私立幼稚園保育料減免事業等補助金	
13	私立幼稚園同時在園保育料減免事業補助金	
14	就学奨励費	教育庁指導部特別支援教育課 075-414-5835

第2編 小学校入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
16	生活保護法による「生活扶助(一時扶助)」	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4557・4558
17	母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585

第3編 小学生のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
19	母子家庭奨学金	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
20	交通遺児奨学金等	府民生活部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
21	生活保護法による 「教育扶助」「生活扶助(一時扶助)」	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4557・4558
22	就学援助費	教育庁指導部学校教育課 075-414-5831
23	就学奨励費(特別支援学級等)	教育庁指導部特別支援教育課 075-414-5835
24	就学奨励費(特別支援学校)	
25	私立小中学校等に通う児童生徒への経済的 支援	文化スポーツ部文教課 075-414-4516
26	修学旅行援助金	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4557・4564
27	外国人学校在学者への修学援助	

第4編 中学校入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
29	生活保護法による「生活扶助(一時扶助)」	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4557・4558
30	母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585

第5編 中学生のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
32	母子家庭奨学金	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
33	交通遺児奨学金等	府民生活部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
34	生活保護法による「教育扶助」	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4557・4558
35	就学援助費	教育庁指導部学校教育課 075-414-5831
36	就学奨励費(特別支援学級等)	教育庁指導部特別支援教育課 075-414-5835
37	就学奨励費(特別支援学校)	
38	私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援	文化スポーツ部文教課 075-414-4516
39	修学旅行援助金	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4557・4558
40	外国人学校在学者への修学援助	

第6編 高等学校等入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
42	生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4557・4558
43	高校生給付型奨学金	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4558・4564
45	生活福祉資金貸付金「教育支援資金」	健康福祉部介護・地域福祉課 075-414-4605・4556
46	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
48	高校生等修学支援事業(修学金)	教育庁指導部高校教育課 075-574-7518
50	高校生等修学支援事業(修学支度金)	

第7編 高校生等のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
54	生活保護法による 「生業扶助(高等学校等就学費)」	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4557・4558
55	高校生給付型奨学金	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4558
57	奨学のための給付金 (高校生等奨学給付金)	国公立高校：教育庁指導部高校教育課 075-574-7539 私立高校：文化スポーツ部文教課 075-414-4516
58	母子家庭奨学金等	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
59	交通遺児奨学金等	府民生活部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
60	就学奨励費(特別支援学校)	教育庁指導部特別支援教育課 075-414-5835
61	高等学校生徒通学費補助金	公立高校：教育庁指導部高校教育課 075-574-7516 私立高校：文化スポーツ部文教課 075-414-4517
63	定時制課程教科書及び 通信制課程教科書学習書補助金	教育庁指導部高校教育課 075-574-7516
64	定時制課程及び通信制課程修学奨励金	公立高校：教育庁指導部高校教育課 075-574-7516 私立高校：文化スポーツ部文教課 075-414-4517
65	公立高校就学支援金	教育庁指導部高校教育課 075-574-7516
66	高等学校等就学支援金	文化スポーツ部文教課 075-414-4516
67	私立高等学校あんしん修学支援事業	
68	兵庫県・奈良県の私立高等学校に在籍する 生徒の学費軽減	文化スポーツ部文教課 075-414-4517
69	私立高等専修学校生徒奨学補助金	文化スポーツ部文教課 075-414-4518
70	生活福祉資金貸付金 「教育支援資金(教育支援費)」	健康福祉部介護・地域福祉課 075-414-4605・4556
71	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
72	高校生等修学支援事業(修学金)	教育庁指導部高校教育課 075-574-7518
74	高校生等修学支援事業(修学支度金)	

第8編 大学等入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
78	生活福祉資金貸付金「教育支援資金」	健康福祉部介護・地域福祉課 075-414-4605・4556
79	母子父子寡婦福祉資金貸付金 「修学資金」「就学支度資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585

第9編 就職準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
84	生活保護法による 「生業扶助(技能修得費)」	健康福祉部福祉・援護課 075-414-4557・4558
85	生活保護法による 「生業扶助(就職支度費)」	
86	技能修得資金・入所支度金	健康福祉部福祉・援護課 075-693-8243
87	訓練手当・入校支度金	商工労働観光部人づくり推進課 075-414-5101
88	障害者等職場適応訓練手当	商工労働観光部総合就業支援室 075-682-8918
89	母子父子寡婦福祉資金貸付金 「修業資金」「就職支度資金」	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
90	看護師等修学資金	健康福祉部医療課 075-414-4746・4754
91	介護福祉士等修学資金	健康福祉部介護・地域福祉課 075-414-4561

参考資料

頁	制 度 名	京都府庁担当課
93	児童手当	健康福祉部子育て政策課 075-414-4581
94	児童扶養手当	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585
95	特別児童扶養手当	
96	障害児福祉手当	健康福祉部障害者支援課 075-414-4733
97	母子福祉団体小口資金貸付	健康福祉部家庭支援課 075-414-4585

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

平成30年度に大学等への進学を予定している皆さんは、以下の制度が利用できます。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

低所得世帯対象に、給付型奨学金の制度が創設されます

- ◆ 対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件を満たす学生。
- ◆ 在籍する高校長による推薦
- ※推薦基準等の詳細は、後日JASSOからお知らせいたします。
- ◆ 給付額：月額2万円(国立・自宅)
3万円(国立・自宅外／私立・自宅)
4万円(私立・自宅外)

・児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◆ 給付規模：進学者2万人

給付の開始は進学後になります。入学手続き時の必要資金には、下記の仕組みを活用できます。

- ・ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ・ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ・ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯対象に、H29入学者から

無利子奨学金の成績基準が撤廃されます

- ◆ 従来、評定平均値3.5以上を要件としていた無利子奨学金の成績基準を、低所得世帯の学生について実質的に撤廃。必要とするすべての学生が受給可能となります。

貸与基準を満たす全ての希望者が、無利子奨学金を借りられます。

- ◆ 従来は、貸与基準を満たしていても無利子奨学金を借りられない場合がありました。新規貸与人員を増やし、全ての希望者が借りられるようになります。

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

無利子奨学金を借りる方には、H29入学者から、

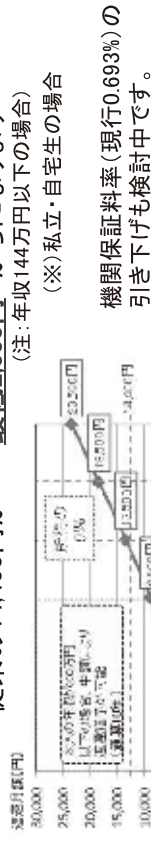
所得連動返還型の制度が始まります

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を選択することができます。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円(※)借りた場合、従来の14,400円が → 最低2,000円 からになります

(注：年取144万円以下の場合)

(※)私立・自宅生の場合



低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長10年間で、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金を借りる方には、

貸与利率の下限が引き下げられます。

- ◆ (従来)下限0.1% → (見直し後)0.01%
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

必要な情報は、日本学生支援機構 (JASSO) ホームページへ
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

大学等進学を後押しする国の政策パッケージ

入学時から卒業後に渡るきめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくりします。

入学時

在学中

卒業後

◆ 日本学生支援機構

「給付型奨学金」【給付】

- ・対象：児童養護施設退所者等
- ・金額：24万円

◆ 日本学生支援機構

「入学時特別増額貸与奨学金」【有利子】

- ・対象：低所得世帯
- ・金額：10/20/30/40/50万円より選択

◆ 都道府県社会福祉協議会

「生活福祉資金（教育支援資金）貸付（就学支度費）」【無利子】

- ・対象：非課税世帯相当
- ・金額：入学金相当（50万円以内）
- ◎問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等

◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金）」【無利子】

- ・対象：母子・父子家庭等
- ・金額：入学に際し必要な経費（37～59万円以内）
- ◎問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局

◆ 日本学生支援機構

「給付型奨学金」【給付】

- ・対象：非課税世帯
- ・金額：月額2～4万円

◆ 日本学生支援機構

「第一種（無利子）奨学金」

- ・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
- ・金額：月額3～6.4万円

◆ 日本学生支援機構

「第二種（有利子）奨学金」

- ・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
- ・金額：月額3～12万円（選択可）

◆ 国立大学・私立大学の授業料減免

- ・対象：低所得世帯等（各大学により異なる）
- ・人数：国立6.1万人、私立5.8万人（H29予算案）
- ※大学院生を含む
- ・金額：各大学の授業料等の全額/半額相当

◆ 都道府県社会福祉協議会

「生活福祉資金貸付（教育支援資金）」【無利子】

- ・対象：同左
- ・金額：月額最大9.75万円（大学の場合）（機構の奨学金優先。不足する場合のみ上乗せ利用可。）

◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）」【無利子】

- ・対象：同左
- ・金額：月額6.75～9.6万円以内

◇これらの他、大学等に進学する児童養護施設退所者等を対象とする自立支援資金貸付制度（生活費、家賃支援等）がある。

◆ 日本学生支援機構

「第一種（無利子）奨学金」

- ⇒卒業後の本人の所得に連動して返還月額を設定する「所得連動返還型」を利用可
- ・返還月額：本人所得の9%（最低月額2,000円）
- *平成29年度新規貸与者より適用

◆ 日本学生支援機構

「第二種（有利子）奨学金」

- ⇒返還利率は国の財投資金借入金利に連動して変動（下限0.01%～上限3%）。利率固定方式と利率見直し方式のいずれかを選択可能。

◆ 日本学生支援機構

「第一種、第二種奨学金」（共通）

- ⇒減額返還制度（最長10年間、返還月額を1/2に）、返還期限猶予制度（最長10年間、経済困難等の事由による）によるセーフティネットあり。
- *減額返還制度については減額幅の更なる拡充を検討中。

◇上記のほか、地方公共団体が行う地方定着促進のための無利子奨学金返還免除の仕組みがある。平成28年12月現在18道府県等で実施。（詳細は以下のURLを参照）
【日本学生支援機構ウェブサイト】
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshi/en/sosei/index.html>

☆ この冊子^{さつし}は、自由^{じゆう}にコピーしていただき^{かま}て構^{かま}いません。
京都府教育委員会^{きょうとふきょういんかい}ホームページ^{けいさい}にも掲載^{けいさい}していますので、必要^{ひつよう}なページを
うち出^だしていただき、ご活用^{かつよう}ください。

平成29年度就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧
平成29年3月発行

編集・発行 京都府教育委員会
(教育庁指導部学校教育課人権教育室)